

電力・ガス取引監視等委員会

第11回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年2月16日（水） 15：00～18：00
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員会第11回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局ネットワーク事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講ずることが求められている状況に鑑み、オンラインでの取組とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。資料2を御覧ください。

これまで本会合のメンバーとして御尽力いただきました岩船委員が御退任されまして、今回より、新しく専門委員として東洋大学理工学部・平瀬祐子様に就任いただいております。平瀬委員より一言お願いいたします。

○平瀬委員 東洋大学理工学部の平瀬祐子でございます。本委員会にお声がけいただきまして、誠にありがとうございます。

未熟者でございますので、皆様の足を引っ張らないように精いっぱい勉強させていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 平瀬委員、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

が、今日は、議事次第に書いてあるように4つの議題ということでありまして、まず、1番目の議題が「2020年度一般送配電事業者の収支状況の事後評価等について」でございます。

まずは事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内田NW事業制度企画室長 説明させていただきます。ネットワーク事業制度企画室長の内田でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1、3-2について御説明させていただきます。

資料3-1、3ページ目となります。一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価につきましては、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会宛て意見の求めがあり、2月8日開催の電力・ガス取引監視等委員会におきまして、料金制度専門会合で御審議いただくことを決定しております。

青枠の下を2を御覧ください。2の進め方でございますけれども、まず①法令に基づく事後評価といたしまして、超過利潤累積額、想定単価と実績単価の乖離率による評価、廃炉等負担金を踏まえた評価を行います。また、②を御覧ください。②にありますとおり、事業者ヒアリングによる追加的な分析・評価といたしまして、一般送配電事業者6社に対しまして、託送供給等の収支の状況に加え、送配電事業の実施状況について聴取いたします。この中で、2023年度より導入するレベニューキャップ制度の運用の参考とする観点から、当該制度における検討事項に係る取組状況や導入を見据えた取組内容や計画等について聴取、現状の取組等につきましても聴取させていただきます。

また、送配電網協議会には、レベニューキャップ制度におけるデータ採録等に係る整備に向けた今後のアクションプランについて聴取します。さらに東京電力ホールディングスから、東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金の水準の算定根拠を聴取いたします。

次、7ページ目を御覧ください。今後のスケジュールでございます。本日この会合で御審議いただいた上で、法令に基づく事後評価の結果を取りまとめ、2月下旬に委員会に報告し、経済産業大臣への回答を行いたいと考えております。

別に資料3-2をおつけさせていただいております。こちらは事後評価結果等の取りまとめの素案でございます。本日いただく御意見を踏まえ、事務局にて修正し、修正後の案をメールで展開いたしますので、各委員におかれましては御確認をお願いしたいと思います。その上で、本会合といたしまして座長に取りまとめていただき、その結果を3月中旬に委員会に報告する、このような段取りで進めることを考えているところでございます。

続きまして、9ページまで参ります。ここから法令に基づく事後評価という形になります。当期超過利潤累積額につきましては、赤点線の枠内のおり、値下げ命令の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はおりませんでした。

次が12ページでございます。想定単価と実績単価の乖離率につきまして、こちらも赤点線の枠内を御覧いただければと思いますけれども、値下げ命令の発動基準となる－5%を超過した事業者はおりませんでした。

次に、13ページとなります。東京電力パワーグリッドにおきましては、廃炉等負担金を捻出するために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないよう、厳格な値下げ命令の発動基準が適用されます。2020年度の託送収支の状況について確認した結果、当該基準に達しておりませんでした。

次は14ページでございます。ここからは2020年度託送収支の分析となります。大部となりますので、ポイントを絞って御説明させていただきます。構成ですけれども、29ページ、ここまでの想定原価と2020年度の実績収入、実績費用の比較、30ページ以降が実績費用の経年変化となります。

19ページまで参ります。2020年度の実績収入につきまして、節電・省エネに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により電力需要が減少したため、北陸、沖縄を除く8社におきまして実績収入が想定原価を下回っております。

次、21ページでございます。2020年度の実績費用につきまして、北海道、北陸、沖縄の3社におきまして実績費用が想定原価を上回り、残りの各社におきましては想定原価を下回りました。

次の22ページです。青枠の1つ目でございますが、一般送配電事業者は収入が減少、または横ばいとなる中で、総じて人件費、委託費等が増加し、設備関連費が減少しています。その要因につきましては、25ページと27ページで補足させていただきます。

26ページ目でございます。人件費、委託費の増減理由が記載されております。主な増加理由につきましては、賞与水準の引き上げによる給与手当やシステム改修に伴う委託費等の増加が挙げられます。

28ページまで参ります。設備関連費の増減理由が記載されております。主な減少理由につきましては、競争的発注方法の拡大や工事効率の向上等による修繕費や減価償却費の減少が挙げられます。また、北陸、関西、中国、九州の4社におきましては、減価償却方法を定率法から定額法に変更したことによる減価償却費の減少も寄与しております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

本議題につきましては、一般送配電事業各社からも御説明があるということでございますので、北から順番で、まずは北海道電力ネットワークより御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。大体10分以内でお願いいたします。

○北海道電力ネットワーク株式会社（藪下） 北海道電力ネットワークの藪下でございます。それでは、託送料金の事後評価につきまして、お手元の資料3-3に沿って御説明をさせていただきます。

本日は、山内座長をはじめとする委員の皆様、取引監視等委員会の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが資料3ページを御覧ください。20年度の託送供給等収支でございますが、左側送配電部門収支表の最下段に記載のとおり、当期純利益は11億円となりました。一方、右側、税引前当期純利益からインバランス損益あるいは事業報酬などを加減算した後の当期超過利潤額は126億円の欠損となりました。

4ページを御覧ください。累積超過利潤額につきましては632億円の欠損となり、また右側に記載のとおり、想定単価と20年度の実績単価の乖離率は+10.68%となっております。

5ページを御覧ください。20年度の託送供給等収支の欠損につきましては、お客様の電気の御使用量が減少したことなどから実績収入が想定収入を下回ったこと。また費用面でも、工事の厳選や点検周期の見直しなどの効率化に努めましたけれども、調整力の調達費用の増加などがございまして実績費用が想定費用を上回ったことから、126億円の欠損となりました。

以上が20年度の託送供給等収支の状況となりますが、続きまして、レベニューキャップ制度に係る当社の取組状況につきまして御説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。設備工事に係る社内検討のうち、工事計画の策定プロセスについて御説明をさせていただきます。工事計画は、設備主管部門が必要性を精査、厳選し、最適な設備形態、仕様を検討した上で計画を立案しています。また、計画初期段階から調達部門と連携することで資機材調達コストの低減を図るとともに、企画部門が全社最適の観点から計画全体の取りまとめを行い、その結果は経営会議に付議されまして正式決定されます。

13ページを御覧ください。資機材調達では、これまでも取引先を対象といたしまして説明会の実施やホームページでの情報公開に加えまして、競争発注や共同調達、仕様統一などに取り組んでまいりました。また、見積り、査定、価格交渉におきまして、大規模工事を中心に、第三者の助言・提言を積極的に活用した調達コストの低減にも取り組んでいるところでございます。

14ページを御覧ください。顧客満足度、デジタル化、安全性・環境性への配慮の各項目につきまして弊社ホームページで広く御意見を募集したところ、20件の御意見をちょうだいし、また、各地域における訪問活動でも63件の御意見をいただきました。今後、いただいた御意見を踏まえまして目標設定を行い、事業計画に反映してまいります。

16ページを御覧ください。無電柱化への対応について御説明をさせていただきます。北海道の無電柱化計画は、全国的な基本方針を受けまして、道路管理者と電線管理者で構成される推進協議会で具体的な整備路線、工事計画を策定しております。

18ページを御覧ください。無電柱化工事の今後の計画となりますけれども、現時点での23年からの5か年計画は、推進協議会が決定する共同溝方式が年平均で10.6km、また当社独自で2kmの地中化工事を予定しているところでございます。

21ページを御覧ください。次世代投資について御説明をさせていただきます。脱炭素化に向けた再エネ電源の連系拡大や災害に強いネットワークの構築並びにデジタル技術の活用など、今後の送配電事業の構築に必要となる対策に対する投資を計画してございます。23年から5年間ににおける主な施策につきまして、以降のスライドで幾つか御紹介をさせていただきます。

22ページを御覧ください。地域間連系設備の増強計画となります。北海道一本州間の連系容量は、19年に新北本が運開したことで現在90万kWとなっておりますけれども、さらに30万kW増強する工事に着手してございます。需給調整や周波数調整面だけでなく、道内における再エネ導入量の拡大にも寄与するものと考えてございます。今後、工事を着実に進めていくとともに、実施断面でのさらなる効率化に努めまして工費の低減を図ってまいります。

24ページを御覧ください。再エネ導入拡大に向けた系統蓄電池の設置計画となります。当社は、太陽光や風力発電の出力変動への対応といたしまして系統蓄電池の実証試験を実施してきました。その結果を踏まえまして、第1期といたしまして60万kWの募集を行い、22年度には16万kWの風力発電の導入を予定してございます。現在、残る44万kWの募集を行

っているところであり、今後も再エネ導入に合わせまして計画的に系統蓄電池の設置を進めていきたいと考えてございます。

続いて、レジリエンス向上への取組について御説明をさせていただきます。26ページを御覧ください。系統安定化装置の導入計画となります。18年の北海道胆振東部地震発生以降、大規模電源が脱落した際の周波数低下対策といたしまして、UFRによる負荷遮断量の拡大などの対策を実施してきました。新たに設置する系統安定化装置は、需給バランスを維持するための最適な負荷制御を高速に行えるため、負荷遮断量を最低限に抑制することができると考えてございます。

27ページを御覧ください。基幹系調相設備の設置計画となります。再エネ連系拡大に伴い基幹系統の電圧調整が重要となっておりまいますが、火力発電所等の同期電源が減少いたしますと適正電圧の維持が難しくなっておりまいます。このため、適正な電圧調整ができるよう、基幹系変電所に調相設備を計画的に設置してまいります。

続いて、DXの取組を御説明いたします。28ページを御覧ください。設備の巡視点検業務では、低コストの遠隔監視カメラの設置などによる効率化を進めてまいりました。今後は、ロボットやセンサーなど新たなデジタル技術を活用いたしまして、巡視点検業務のさらなる効率化と停電の未然防止に取り組んでまいります。次世代に向けた投資の御説明は以上となります。

30ページを御覧ください。最後に、レベニューキャップ制度について、僭越ではありますが意見を述べさせていただきます。

まずは、今回の制度見直しでは審議会等の場で丁寧に御議論をいただきまして、必要投資の確保と効率化を両立させるバランスのとれた制度に取りまとめいただいたことに対しまして、深く感謝申し上げます。当社といたしましても、安定供給とコスト低減にしっかりと取り組みつつ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化などの課題に積極的に対応してまいります。その上で2点ほど意見を申し述べたいと思います。

1点目は、第1規制期間中に不可避免的に発生した費用への対応についてであります。北海道は再エネ電源の適地であり、次世代投資として新々北本の建設や系統蓄電池導入などについて事業計画への反映を予定しておりますが、マスタープランによる地域間連系線の整備計画など現時点では見積りが困難な投資もございます。また、需給調整市場の調整力費用のうち、三次の②につきましてはFIT賦課金で御対応いただくようになっておりますけれども、他の調整力費用につきましては託送料金負担と整理されており、今後の市場

動向等により大きく費用が変動する場合もあると考えております。このため、第1規制期間におきまして不可避免的に発生した事項につきましては、速やかに対応策等を御検討いただければと考えているところでございます。

2点目は発電側課金の検討についてであります。送配電関連の費用回収の在り方につきましては引き続き御議論が進められると考えておりますけれども、特に発電側課金につきましては、再エネ連系ニーズの増加等によりまして発電事業者様起因による送配電関連費用の増加も見込まれ、システムを利用する方々の受益と負担の関係整理が必要であると認識してございます。今後の託送料金にも大きく影響することから、早期に結論が得られるよう御検討を進めていただければというふうに考えてございます。

弊社からの説明については以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、東北電力ネットワークから御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○東北電力ネットワーク株式会社（坂本） 東北電力ネットワークの坂本でございます。それでは、弊社から資料に沿って御説明させていただきます。

資料4ページを御覧ください。初めに、2020年度託送供給等収支の算定結果を御説明いたします。2020年度の託送供給等収支は、当期純利益が339億円、当期超過利潤は51億円の欠損となりました。

5ページを御覧ください。当期超過利潤累積額は765億円の累積欠損、想定単価と2020年度実績単価の乖離率は+5.06%となりました。

6ページを御覧ください。超過欠損の発生要因といたしまして、収入面では需要減少などの影響で想定収入を53億円下回りました。費用面では工事の厳選実施による修繕費の減少等で想定費用より2億円減少し、差引きで51億円の欠損となったものです。

以降、7ページから11ページまで実績収入や実績費用の推移や内訳であり、説明は割愛させていただきます。

続いて、レベニューキャップ制度の検討事項に係る取組状況を御説明いたします。13ページを御覧ください。工事計画の検討プロセスとして、弊社の送電工事を例に御説明いたします。まず、計画の着手前に本社が支社・第一線事業所と情報共有を行います。ここで新規案件が発生している場合、図面や現場確認など事前に本社が必要性等の精査を行った上で計画策定に着手いたします。その後、各組織で必要性、経済性などの審査を経て、工

事計画を経営会議、取締役会へ付議しております。なお、計画立案から実施に至る過程で資材調達箇所とも連携の上、外部有識者の知見を取り入れることで培ってきたノウハウを活用し、調達価格の低減を図っております。また、高額となる系統案件も含めて透明性・公平性を一層確保していくため、競争発注のさらなる拡大に努め、調達価格の低減を図ってまいります。

続いて、ステークホルダーの皆様との協議に関わる取組を御説明いたします。14ページを御覧ください。目標設定に向けては、ここで御紹介する取組のほか、小売電気事業者、発電事業者などの皆様へアンケートや訪問を実施し、弊社の評価やニーズの把握に努めております。

15ページでは、顧客満足度に関わる取組として停電時のA Iによる自動応答システムの導入事例、16ページでは工事関係者の皆様と一体となった取組を御紹介しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

17ページを御覧ください。さらに幅広い意見を頂戴するため、昨年12月にホームページ上で目標案に対する意見公募を実施しており、頂戴した御意見を参考に事業計画等の検討を深めてまいります。

続いて、無電柱化の取組を御説明いたします。18ページを御覧ください。無電柱化は、無電柱化推進計画等を踏まえ、様々な関係者が相互に連携・協力しながら整備が進められております。

19ページを御覧ください。主な無電柱化の手法である電線共同溝方式は、図にお示したプロセスにより道路管理者様が主体となって進められております。第1規制期間においては、長期停電の防止を目的として実施する単独地中化工事と合わせて約97kmの工事を想定しておりますが、特に電線共同溝方式では路線ごとの共同溝工事の進捗に電力工事の工期が左右されるため、今後、実際に工事を行う距離が変わり得ることを御理解いただければと存じます。

20ページでは、北海道様と同様に工事金額の特性を御紹介しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、次世代投資について御説明いたします。21ページを御覧ください。弊社は、次世代のカーボンニュートラル社会における持続的な安定供給を実現していくための投資を次世代投資と位置づけ、再エネ導入拡大を支える送配電網の構築等に取り組んでまいります。

以降のスライドで、次世代投資の代表事例を3つ御紹介いたします。22ページを御覧ください。1つ目は、広域系統整備計画等に基づき進めている基幹系統整備となります。こうした系統整備を遅滞なく実施することにより、弊社エリアに賦存する再エネ導入拡大を後押しし、我が国の脱炭素化の推進に貢献してまいります。

23ページを御覧ください。2つ目は、離島であります新潟県佐渡島内において再エネや蓄電池、内燃力及びエネルギーマネジメントシステムなどを組合せ、需給制御の最適化を図る取組です。こちらは新潟県其自然エネルギーの島構想の先導的プロジェクトとなっておりますが、本取組は離島供給におけるCO₂排出量低減を通じた脱炭素化への貢献のみならず、取組を通じて得られる知見は将来の分散型グリッド構築への活用も期待でき、レジリエンス強化にも寄与し得る取組と考えております。

24ページを御覧ください。3つ目はドローンの活用事例となります。ドローンの導入により、設備点検の効率化のほか、災害時の迅速な状況把握や作業員の昇塔機会の低減など安全面でも大きなメリットがあります。架空送電線こう長と鉄塔基数、いずれも一般送配電事業者の中では最大規模である弊社にとりまして、今後、ドローンの活躍の場はさらに広がるものと考えております。

続いて、レベニューキャップ制度への意見、要望事項を御説明いたします。25ページを御覧ください。今回の制度検討に当たりまして、委員の皆様、監視等委員会事務局の皆様の御尽力に改めて感謝申し上げます。今後の運用に際し、弊社からは5点お願いを申し上げます。

1点目は、発電側課金についてであります。発電事業者と需要者間で受益と負担の公平化を図るべく、早期の制度導入に向けて料金算定ルール等の御検討をお願いいたします。

2点目は次世代投資についてであります。例えばマスタープランの策定を踏まえた対応などが今後具体化していくことも考えられます。一方、これらの計画は我が国にとりまして前例のない巨大プロジェクトとなる可能性もございますので、費用回収の在り方や期中に発生する費用の収入上限の調整方法について御検討をお願いいたします。

3点目は調整力についてであります。弊社エリアでは2050年に向けて再エネ導入拡大が想定され、現段階で想定し得ない事象の発生も予想されます。また、調整力費用に関しましては既に予見できない費用が発生していることもあり、今後、需給調整市場や容量市場の動向によりさらなる費用の増加も考えられますので、これらの収入上限調整の在り方についても御検討をお願いいたします。

4点目は停電対応についてであります。第1規制期間の状況を十分に踏まえて、第2規制期間におけるインセンティブの閾値を御検討いただきたくお願い申し上げます。

5点目は、再エネ接続についてであります。弊社には接続申込みの集中が予想されるため、評価の際には地域偏在の状況なども御配慮いただくとともに、説明の機会を設けていただきたいと存じます。

弊社からの説明は以上です。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

続いては、東京電力P G（パワーグリッド）、御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○東京電力パワーグリッド株式会社（金子） 東京電力パワーグリッドの金子でございます。それでは、お手元の資料、右肩資料3－5に従いまして御説明を申し上げます。

まず、4ページを御覧ください。2020年度の託送供給等収支につきましては、全社を挙げて継続的な経営合理化に努め、当期純利益が1,079億円、超過利潤として73億円を計上しております。

5ページを御覧ください。左の表にございますとおり、超過利潤累積額は前年度の241億円に当期超過利潤73億円を加えて314億円となっております。一定水準額733億円の範囲内に収まっております。また、右の表にございますとおり、想定単価と実績単価の乖離率につきましては+4.18%、気温補正後は+4.98%となっております。こちらも基準の－3%の範囲内に収まっております。

1点、このページ、修正がございます。左下脚注の一番下、※4でございますが、「実績費用および実績需要量は2020年度」となっておりますが、この2020年度のところ、「2018年度～2020年度までの合計」ということでございます。お手数ではございますが、御修正のほどよろしくお願いいたします。

6ページから12ページまでは詳細の御説明は割愛させていただきますが、引き続き、当社の使命でございます安定供給と福島復興への責任をしっかりと果たしてまいります。

続きまして、レベニューキャップ制度における検討事項に係る取組状況等について御説明いたします。14ページを御覧ください。ここでは鉄塔新設の例といたしまして、工事実施まで社内でのどのような検討プロセスを経ているかを示してございます。まず、工事計画、予算策定プロセスにおきましては、既存設備の高経年化や需要想定等を踏まえるとともに、カーボンニュートラルやレジリエンス強化等系統構成の次世代化に関わる複数の課題に同

時に対応できるような、いわゆる重ね合わせによる全体最適の設備形成を志向しております。本取組につきましては、後ほど次世代投資の部分で補足いたします。

物品購入プロセスにおきましては、16スライド目に記載しております競争入札に改善への協力度や成果などの評価項目を加えた総合評価の仕組みを導入する等の工夫により、調達価格の低減を図るとともに、これまでに蓄積した外部有識者の知見や市場調査による価格、製造メーカーなどのベンチマーク情報等を活用することにより、透明性・公平性の確保に努めております。

17ページを御覧ください。レベニューキャップ制度における目標のうち、私ども事業者がステークホルダーとの協議を通じて自主的に目標設定する、表に記載の項目につきましては、日常の業務設定には定期的な連絡会等を通じてステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを行い、御意見を業務に反映できるよう取り組んでおります。

18ページを御覧ください。具体的な事例といたしまして、非常災害時に電話がつかない等の御意見を踏まえ、チャットでのお問合わせ受付を導入したほか、当社ホームページで公表している停電復旧情報が分かりにくい等の御意見を踏まえ、エリアの公開粒度を細分化いたしました。

19ページの事例は割愛いたしまして、20ページを御覧ください。設定目標案の一部につきまして、12月半ばから1月末にかけて当社ホームページにて意見募集を行い、計67件の御意見をいただきました。

21ページの表に御意見の一部を御紹介しております。これらの貴重な御意見をしっかりと受け止め、事業計画における目標や具体的な実施事項への反映を検討してまいります。

22ページを御覧ください。22ページから31ページにかけて、無電柱化対応について御説明いたします。第8期無電柱化推進計画における5か年の着手目標4,000kmのうち、当社エリア内は約4割の1,748kmを占めております。無電柱化には、道路管理者様が主体的に整備する電線共同溝方式と電線管理者が主体的に整備する単独地中化方式の2種類がございますが、先ほどの1,748kmに対応いたしますのが電線共同溝方式を主とした整備であり、それとは別に当社単独で地中化する区間が約30kmと計画してございまして、23ページ、24ページにございます協議体制の下、協議や進捗管理を進めまして、25ページのとおり、第1規制期間におきましては電線共同溝方式822km、単独地中化方式60kmを計画しております。

26ページを御覧ください。第7期無電柱化推進計画等の着手率は、昨年12月末の時点で

77.9%で、未着手の部分に関しましては道路管理者様の事業の繰延べなどによる要因が多く含まれてございまして、こうした要因を除きますとおおむね順調に推移しており、引き続き道路管理者様と協働して無電柱化を円滑に推進してまいります。

27ページを御覧ください。下の表にございまして、当社エリアは全国平均値と比較し需要電力量や人口集中地区面積が大きく、そのため、ケーブルの条数や太さ、地上機器の数が多くなります。

また、29ページにございまして、当社の中でもとりわけ東京は夜間休日にしか工事ができず、それが労務費単価にはね返ってまいります。こうした要因が重なり、1 km当たりの単価が高くなりやすい傾向がございまして、こうしたコスト面での課題につきましては、国や地方自治体とのコスト低減に向けた検討体にも継続的に参画を行いながら、コスト低減に向けて積極的に協力をしてまいります。

32ページを御覧ください。32ページから37ページは、次世代投資についての取組を御説明いたします。当社は、レジリエンス強化、脱炭素化、DX化などを多角的に進めるべく、従来から様々な取組を実施してまいりました。これまでに実施した取組を表にお示ししてございしますが、一例として上から3段目のRPAについて申し上げますと、託送料金計算書の作成や照合などの定型業務について、生産性向上の観点からRPAによる自動化を全社的に進めており、2020年度時点において年間当たり805人の人工削減を達成しております。

このほか、33ページにN-1電制の先行適用による設備増強回避、34ページに、デジタルツールであるウェアラブルカメラの活用等による現場出向人工の削減などの事例を示してございます。

35ページを御覧ください。こちらでは、第1規制期間に予定しております主な次世代投資の取組についてお示ししております。本日は、このうち上から6番目、中ほどにございまして、前段の工事計画予算策定プロセスでも触れました、再エネ連系量の拡大と高経年化設備対策の同時達成を志向したプッシュ型接続につきまして、37ページで御紹介いたします。

再エネ連系量の拡大がさらに見込まれるような地域にあっては、設備を単純更新するのではなく、系統スリム化と再エネ連系量の拡大を重ね合わせ、より費用対効果の高い増強方法を選定していく、こうしたプッシュ型の設備形成を進めてまいります。

38ページを御覧ください。ここでは、レベニューキャップ制度に対する意見、要望を書

かせていただいております。今後、第2規制期間に向けた課題の対応に加え、第1規制期間の期中で新たな課題が生じることがあるかと存じますので、私ども一般送配電事業者としても、積極的に検討及び提案をしまいたいと考えてございます。

なお、今後、当社として本制度の趣旨に適合した事業計画を策定の上、その内容をお客様にしっかり御説明し、御理解をいただくことが重要と認識しております。そのためにも、表に掲げておりますような発電側課金も含めた費用負担のあるべき姿などの制度設計に関わる残課題への対応や、本制度の確実な運用への御配慮、さらなる経営効率化に向けた規制緩和や手続簡素化など、国の御支援等の検討を引き続きお願い申し上げます。

私からの御説明は以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。

次は東京電力のホールディングスのほうですね、そちらで御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○東京電力ホールディングス株式会社（酒井） 東京電力ホールディングスの酒井でございます。それでは、資料3－6に関しまして御説明したいと思います。

まずは、本日、このような御説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。そして、福島第一原子力発電所の事故から11年が経過しようとしてございます。こうした中、今なお福島の方々をはじめ広く社会の皆様に多大なる御負担、そして御心配をおかけしていること、心より深くおわび申し上げます。私からは、昨年と同様、廃炉等負担金につきまして御説明いたします。

それでは、右肩2ページをよろしく願いいたします。最初のリード文にございますように、2016年12月閣議決定の基本方針におきまして、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、当社グループの総力を挙げて責任を果たしていく必要があると、このように整理されてございます。こちらの同指針に基づきまして機構法の改正が行われまして、廃炉等積立金制度が創設され、廃炉に必要な資金を機構に積み立てるということになってございます。当社といたしましても、大臣認定をいただきました新々・総特および四次総特、こちらにおきまして廃炉の着実な実施に向け、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出すべく、送配電事業の合理化分につきまして、廃炉等負担金といたしましてパワーグリッドからホールディングスへ廃炉に要する資金を支払うということにしてございます。

以上を踏まえまして廃炉等負担金に関する契約を締結いたしまして、その上で、2020年

度につきましては、パワーグリッドからホールディングスへの支払い額といたしまして1,346億円の廃炉等負担金を計上してございます。具体的な金額の算定につきましては、次のスライド3ページで御説明したいと思います。3ページをよろしくお願いいたします。

こちらに記載の算定根拠、御覧いただければと思います。2020年度の廃炉等負担金1,346億円でございますけれども、送配電事業の合理化分として超過利潤見通し969億円に基づき算定してございます。その上で、廃炉等積立金の積立額2,600億円と比較いたしましてパワーグリッドの負担が過大でないこと、そしてまた廃炉等負担金支払い後のパワーグリッドの利益水準がパワーグリッドの財務健全性を毀損しないということを確認した上で廃炉等負担金、こちらを通知しているということでございます。

それでは、最後のスライドでございまして、現在の福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況につきまして簡単に御説明させていただければと思いますが、4ページです。主な課題の至近の進捗状況につきましては、こちらに示したとおりでございまして、中長期ロードマップ、廃炉中長期実行プラン、こちらに基づきまして国内外の英知を結集いたしまして、安全・着実に廃炉を推進してまいります。

最新のトピックスといたしましては、緑色の一番下でございますけれども、ALPS処理水でございます。政府の基本方針を踏まえまして、安全性の確保を大前提といたしまして、昨年12月にALPS処理水の希釈放出設備の基本設計等、こちらを原子力規制委員会のほうに申請させていただいております。今後も引き続き関係者の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、安全着実に福島第一原子力発電所の廃炉に取り組んでまいりたいと思います。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして中部電力パワーグリッド、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中部電力パワーグリッド株式会社（市川） 中部電力パワーグリッドの市川でございます。本日は、説明のお時間をいただきましてありがとうございました。

早速ですが、資料3-7、これに基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、2020年度の収支状況について御説明いたします。スライドの4ページをお願いいたします。2020年度の託送供給等収支の算定結果でございますが、当期純利益は422億円、当期超過利潤額は12億円の欠損となりました。

当期で欠損となりました要因につきましては6ページを御覧いただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、エリア需要及び収入の実績が想定よりも大きく減少したものでございます。以降は詳細となりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、15ページをお願いいたします。こちらと次の16ページは、工事費の概略算定から契約締結に至るまでの基本的な社内プロセスをお示ししております。担当者が策定した工事の内容、費用について、上席者や調達部署がそれぞれ専門的な見地から過去実績などと比較しながら多層的に妥当性や適正性を確認しております。

18ページでは、過去、会計コンサルティング会社に当社の調達プロセスを検証していただいた際の結果とその対応をお示ししておりますが、当社では、こうした社外からの知見等を取り入れながら、透明性を向上させつつ調達のさらなる工夫を進めてまいります。

続いて、20ページをお願いいたします。ここから22ページ目までは、ステークホルダーの皆様との協議についてでございます。当社では、従来からお客様や地域の皆様の御要望や御期待に応えられるよう、ステークホルダーの皆様に対してプッシュ型のコミュニケーションを進めており、脱炭素やまちづくり、地域活性化に関する御相談や御意見をお伺いしております。当社は、中部エリアに多くの設備と従業員というリソース、そして大量のデータを保有しております。こうしたリソースあるいはデータを活用し、今後ともステークホルダーの皆様からの要望にお応えするとともに、社会課題の解決に貢献をしてまいります。

続いて、22ページをお願いします。レベニューキャップ制度における目標設定に当たり、当社では、従来の取組に加えて個別対話による意見交換、アンケートの実施、ホームページでの意見募集などを行っております。いただいた御意見を踏まえ、今後、取組の強化や見直し、事業計画における目標への反映について検討してまいります。

続いて、24ページをお願いいたします。ここから30ページまでは無電柱化についてでございます。無電柱化につきましては、各社様の説明と重なるところが多いと思いますので説明は割愛させていただきますが、当社は社会的な便益の観点から、自治体や関係者の皆様と協調しつつ、低コスト手法も活用しながら、効果や優先度の高い路線の整備を重点的に進めてまいります。

続いて、32ページをお願いします。ここから38ページまでは次世代投資についてでございます。当社は昨年5月、2050年カーボンニュートラル等を踏まえて、今後主体的に取り

組むものをビジョンとして公表いたしました。33ページ及び34ページは、そのビジョン実現を目指し、次世代電力ネットワークへの転換・構築に向けて現在進めております主な取組をまとめたものになります。本日は、お時間も限られておりますので、取組の一例として、配電網における次世代機器の導入・活用について御説明したいと思います。

35ページをお願いいたします。配電系統におきましては、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入が拡大しますと、天候や時間帯などによって電流の流れが大きく変化し、電圧の変動が複雑化、また、その変動が大きくなります。この変動が大きくなり適正範囲を逸脱しますと、例えば過電圧によるお客様の機器の故障や異常感知による停止などを引き起こす可能性があります。こうした課題を合理的に解決するため、35ページにお示ししております次世代機器の導入を進め、電圧、潮流の細やかな管理、制御を着実に進めてまいります。また、このような次世代機器については、この活用により停電の早期復旧や設備増強回避、また新たな価値の創出という効果も期待できます。

期待される主な便益については37ページで御紹介させていただいておりますが、我々としては、導入コストを上回る便益が期待できるものと考えております。当社は、次世代電力ネットワークへの転換、構築に向けた取組を全従業員が一丸となって進め、需給構造をはじめ地域ごとに進展する様々な変化に対応し、社会や地域のお客様の信頼と期待に応えてまいります。

続いて、40ページをお願いします。こちらは当社からのレベニューキャップ制度に対する意見、要望等でございます。こちらは各社様からの意見もございますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、42ページをお願いいたします。送配電事業の大きな課題として、施工力や技術力、メーカーを含むサプライチェーンの安定確保がございます。現在の環境は非常に厳しいものとなっており、取引先からは単価引上げや作業環境改善などを訴える声も多くいただいております。当社は、引き続き工法見直し等のあらゆる生産性向上や担い手確保の取組を進めてまいります。こうした単価引上げ等についてメーカーや請負業者の皆様の声などもよく聞いていただきながら、収入上限算定に当たっては妥当性や適正性をしっかりと確認した上で御配慮いただければと思います。

続いて、45ページをお願いいたします。45ページと46ページは当社におけるアセットマネジメントで、設備投資計画の高度化に向けた取組。そして48ページから57ページまでは、主要な9設備について、それぞれ中期的なリスク量の見通しを踏まえた現時点での更新計

画をお示ししております。

アセットマネジメントの取組につきましては、まだまだ緒に就いたところです。リスク量の算定につきましては、今後、様々なデータや知見を取り込みつつ、より精度の高いものにしていく必要があると考えておりますし、社会やお客様から見てどの程度のリスクと費用のバランスがよいのかなど、検討していく課題は非常に多いものと考えております。引き続き様々なデータや知見を分析しつつ、また新たな技術等を組み合わせて、今後向かえる高経年化設備大量更新という課題の解決に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

続いて、59ページをお願いいたします。ここから65ページまでは効率化に向けた取組を御紹介しておりますが、説明は割愛させていただきます。引き続きしっかりと効率化に努めてまいります。

続いて、66ページをお願いします。ここから70ページ目までは、レベニューキャップ制度において設定を検討している目標及び当社の取組内容について説明したのになっております。説明は割愛させていただきますが、ステークホルダーの皆様からいただいた御意見を踏まえまして、今後、取組の強化や見直し、事業計画における目標への反映について検討してまいります。

最後に一言だけ。太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーは、ここ数年でかなり当社の系統に接続されてきておりますが、昨年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定され、2030年に向けて、その動きはますます加速していくものと想定しております。ただし、こうした変化は地域によって大きく異なっております。当社は、供給エリアにおける各地域の特徴や需給状況に応じつつ、地域が目指しておられる多種多様なまちづくりなどの状況も踏まえ、設備形成・運用をより柔軟に、より効果的に行っていくことが重要であると考えております。今後ともステークホルダーの皆様からの御意見もしっかりと耳に傾けつつ、安定供給と料金の低減化にとどまらず、様々な形で新たな価値やよりよいサービスを提供してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、引き続き、四国電力送配電より御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○四国電力送配電株式会社（横井） 四国電力送配電の横井でございます。本日は、御

説明の時間をいただきありがとうございます。

それでは、資料３－８に沿って御説明いたします。

早速ですが３ページを御覧ください。2020年度の託送収支につきましては、当期純利益は92億円、超過利潤は－２億円となりました。

４ページを御覧ください。2020年度の当期の超過利潤累積額は－251億円となり、一定水準額である121億円を下回っております。また、想定単価と実績単価の乖離率については、気温補正前、気温補正後、共に4.81%となりました。

５ページを御覧ください。2020年度はお客様の電気の御使用量の減少により、実績の電力需要が現行原価における想定に比べて26億kWh下回ったことなどに伴い、収入が72億円減少いたしました。一方、費用については、償却の進捗等による設備関連費の減少などにより69億円減少しました。この結果、２億円の欠損となりました。

７ページを御覧ください。2020年度の実績費用については、償却の進捗等による設備関連費の減少に加え、会社分割に伴う一部業務の受委託等の結果、想定原価に比べて69億円減少しました。

８ページから10ページにかけて費用の差異を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

11ページを御覧ください。ここからは、レベニューキャップ制度における検討事項に係る取組状況等について説明いたします。

12ページを御覧ください。12ページからは、CAPEX設備に係る社内検討プロセスについて説明しております。設備投資は、将来の需要や電源の連系申込みの動向、設備の劣化状況等を踏まえて工事計画の原案を策定し、社内委員会である設備戦略委員会において、長期的な観点も踏まえ設備全般に係る投資戦略を審議し、方針を決定しております。方針決定を受けて工事計画を再度精査し、経営会議等を経て計画決定の後、詳細設計を行った上で個別件名の実施の最終判断を行っております。

13ページを御覧ください。計画策定に当たっては、工事の必要性を吟味し各工事の要件を踏まえた上で、効率的な工事内容となるよう設備の仕様等の概略検討を行います。

14ページを御覧ください。工事費の概算については、機器の購入実績等に基づきコストに影響する要因を考慮の上、算定しております。また、算定結果を集約した際に同種工事と比較して工事費単価が高額な案件については、高額となった要因を整理し、妥当性を改めて確認しております。

15ページを御覧ください。詳細設計時には、現地調査や機器の配置検討等の各設計フローの中で工事計画の変更が必要となるケースもありますが、さらなる効率化施策がないか見極めた上で仕様の見直しを行っております。

16ページを御覧ください。契約に当たっては、ホームページで取引先を募集した上で見積り依頼を行い、見積り受領後は最も安価な取引先を契約予定先として選定し、価格査定や交渉を行っております。なお、主に規模が大きい案件は、R F P方式や同種案件のまとめ発注等を用いた競争見積りを実施するといった工夫をしております。今後もこうした取組を活用するとともに、社内検討プロセス全般についてさらなる改善に努めてまいります。

17ページを御覧ください。当社は、従来から地域オピニオン層の方々との懇談会や電話や現場対応といった日常業務などを通じて皆様に様々な御意見を伺い、適宜、業務運営の改善に努めております。今年度は従前からの取組に加え、新たに実施した顧客満足度、デジタル化、安全性・環境性への配慮に関するアンケートも参考に、事業計画の目標計画案を策定しました。

18ページを御覧ください。策定した事業計画の目標計画案につきましては、ホームページで広く皆様からの御意見を募集いたしました。今回いただいた御意見も踏まえ、今後、よりよい事業計画の策定に取り組んでまいります。

19ページを御覧ください。ここでは、皆様からいただいた貴重な御意見を反映した事例を紹介しております。具体的には、停電情報の配信の多様化を希望するお声を多くいただいていたことを踏まえ、ラインを活用したプッシュ型配信サービスなどを開始しております。

20ページを御覧ください。20ページからは無電柱化に関する内容となっております。左下の図のとおり、無電柱化路線は各県地方部会での協議や調整結果を基に、四国地区無電柱化協議会において関係者間の合意形成によって決定しております。無電柱化の整備計画については右下のとおりです。なお、整備距離については、関係者間における工程調整や周辺住民との合意形成等により変動することがあります。

21ページを御覧ください。無電柱化の工事プロセスとしては、電線共同溝方式の場合、道路管理者による本体工事完了後、速やかに当社の電線類の工事を実施しております。

22ページを御覧ください。無電柱化の工事は、下の表のとおり、事業手法や作業時間帯、沿道需要の状況などにより工事単価が変動します。このため、道路管理者や電線管理者などと連携の上、最適な事業手法の選定や機器配置等を行い、引き続き効率的に事業を推進

してまいります。

23ページを御覧ください。ここからは次世代投資について記載しております。送配電ネットワークの次世代化を図る観点から、脱炭素化やレジリエンス強化、DX化等に取り組んでまいります。第1規制期間に予定している投資等は表のとおりです。

24ページを御覧ください。ここからは脱炭素化に関する取組を記載しております。四国エリアの再エネ電源は、2012年7月のFIT法施行から急速に導入が拡大しております。当社は、再エネの導入拡大に合わせて、これまでも再エネ出力予測精度の高度化や運用容量の拡大などへの取組を実施してまいりました。また、今後も多くの再エネ事業者様に電力系統を御利用いただくために、様々な次世代投資に取り組む予定としております。

26ページを御覧ください。26ページでは、再エネ出力予測精度の高度化に向けたこれまでの取組を紹介しております。当社では、従来から太陽光の出力予測に関する研究に取り組むとともに、出力予測システムを導入するなど、予測精度の高度化に努めております。

27ページを御覧ください。ここでは、中国四国間連系線の運用容量拡大への取組を紹介しております。緊急時の再エネ自動制御システムを開発することにより、最大25万kWの再エネ出力制御量の低減が可能となりました。

28ページを御覧ください。前ページで紹介した取組に関する費用便益評価は、一定の前提を置いた上で、B/Cで2.1となっております。なお、次世代投資については、レジリエンス強化に関する取組など、費用便益の定量的な評価が困難な場合も想定されます。こうした取組につきましても、レベニューキャップ制度では、事業者から説明する機会をいただいた上で、内容に応じて審査いただくなどの御配慮をお願いいたします。

最後に、29ページを御覧ください。レベニューキャップ制度のねらいは、必要な投資の確保とコスト効率化を両立させるものであり、当社としても、こうした制度の趣旨を実現できるよう尽力してまいり所存です。また、昨年末の審議会において、発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方について、2022年中を目途に結論を得るとの方向性が示されておりますが、システム改修に伴うトラブル防止等の観点から実務的な準備期間が必要となりますので、できる限り早期に取りまとめていただきたいと考えております。

当社からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、次は九州電力送配電、御説明をお願いいたします。

○九州電力送配電株式会社（廣渡） 九州電力送配電の廣渡でございます。本日は、ど

うぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、弊社の2020年度託送収支の算定結果及びレベニューキャップ制度の導入を踏まえた取組状況について御説明いたします。

3ページをお願いします。託送収支の算定結果等につきましては3ページから10ページにまとめておりますので、簡単に御説明いたします。2020年度の託送収支につきましては、当期純利益が217億、超過利潤は発生せず、－72億円の欠損となりました。

4ページをお願いします。前期までの超過利潤累積額に当期の欠損額－72億円を加えました2020年度超過利潤累積額は279億円となり、一定水準485億円を下回っております。また、想定単価と実績単価の乖離率につきましては、補正後で+2.1%となり、これも値下げ命令の発動基準となる－5%の範囲内となっております。

5ページをお願いします。当期欠損の発生要因でございますが、償却方法の変更などに伴う減価償却費の減少等によりまして、費用が－59億円減少いたしました。一方、収入面におきましては、省エネの進展や新型コロナによる経済への影響に伴い、原価想定時よりも供給区域需要が減少したことにより、－129億円減少いたしました。その結果、費用減より収入減の影響が大きく、－72億円の欠損となりました。

6ページをお願いいたします。実績収入につきましては、先ほど申しましたとおり、省エネの進展や新型コロナによる経済への影響による需要の減少が続いており、想定収入を下回っております。今後、人口減少が進行していくことが予想され、エリア需要の大幅な増加は望めないと考えております。これらの状況を踏まえ、一般送配電事業者としましては、需要創出に取り組んでいくことが重要だと考えております。

7ページから10ページにつきましては、想定原価と実績費用の詳細な内訳を示しておりますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、レベニューキャップ制度における検討事項に係る取組状況につきまして御説明いたします。12ページをお願いいたします。CAPEX設備に係る社内検討プロセスについてでございます。主要工事につきましては、工事の必要性や経済性を踏まえ概略設計を行った後、調査・測量や仕様検討などの詳細設計を行っております。特に主要工事につきましては、各プロセスにおいて投資の重要性や工事金額等に基づき取締役会や経営会議において審査・決定しております。

13ページをお願いします。概略設計におきましては、需要想定などを踏まえ計画を策定しており、工事の必要性や優先順位を検討するとともに、次の詳細設計では、調査・測量

結果を踏まえ各現場に適した仕様等を検討・選定し、コスト効率化を大前提として工事費を積算しております。また、各組織の体制と役割において、現業機関における実質的な審査、上位機関による第三者の視線での妥当性確認、最終的な経営層による審査決定のプロセスにより合理的な計画策定を行っております。

次に、14ページを御覧ください。最終プロセスの工事段階での物品・工事の調達に当たっては、原則、競争発注を行いますとともに、コスト低減提案等の募集によるサプライヤー知見の活用にも取り組んでおります。また、各プロセスに共通した取組として、社外専門家を委員とした調達改革推進委員会を設置し、外部の知見を活用しております。また、今後のレベニューキャップの申請に向けましては、自社の過去実績や件名の横並びによる比較を行い、単価が割高になっている件名があれば、まずは事業者としてその要因分析を評価いたします。

次に、15ページを御覧ください。従来から取り組んでおりますステークホルダーとの協議についてでございます。当社では、電話受付や現場対応といった日常の事業活動における接点やお客様との対話活動など様々なコミュニケーション機会を活用し、ステークホルダーの皆様からの声を収集するとともに、事業運営に反映しております。

次の16ページには、ホームページにおける事業所の連絡先が分かりにくいというお客様の声を反映し、ホームページ上に地図に対応した一覧表に見直した改善事例を記載しております。

続きまして、17ページを御覧ください。レベニューキャップ制度において設定する目標のうち、顧客満足度、デジタル化、安全性・環境性への配慮の3項目についてステークホルダーとの協議を実施し、地域ごとのニーズを踏まえた目標設定を行うこととされております。今回、より幅広いステークホルダーの皆様の意見を収集するため、従来からの取組に加えまして3項目に関するアンケートを新たに実施し、ちょうだいした御意見を基に目標案を策定いたしました。目標案につきましては、昨年12月より当社ホームページ上で意見募集を実施し、御意見も踏まえ目標を策定するとともに、今後の事業運営に反映してまいります。

18ページをお願いいたします。続きまして、無電柱化対応についてでございます。国交省にて策定されました無電柱化推進計画を踏まえまして、九州地区無電柱化協議会にて協議の上、無電柱化の実施路線につきまして合意形成を図っております。実施路線合意後は、各箇所と調整の上、円滑に事業を推進できますよう取り組んでおります。

続いて、20ページを御覧ください。レベニューキャップ第1規制期間の無電柱化の整備距離の計画でございます。2023年度から2027年度の5か年で、整備延長は130.8kmを計画しております。電線共同溝方式による無電柱化につきましては、各道路管理者と合意した箇所を計画しております。また、電線管理者が主体的に行う単独地中化につきましては、電力レジリエンス向上に資する区間を選定の上、実施いたします。

以降、21ページの無電柱化の工事手法並びに22ページの工事場所ごとの特性につきましては、他社様で説明があったため、割愛いたします。

23ページをお願いいたします。第1規制期間における次世代投資の主な施策を示しております。脱炭素化としましてP V出力予測精度の向上、レジリエンス対策として被害状況・復旧状況の早期把握、D X化として、A I・ドローンセンサー技術の活用などに取り組んでいく予定でございます。

24ページをお願いします。次世代投資の過去事例として、再生可能エネルギーからの発電量の予測精度向上に資する取組でございます。発電量の予測精度向上のため、複数の気象モデル統合や新たに導入したアンサンブル予測等に取り組むことで、予測誤差量の抑制に取り組んでおります。

25ページを御覧ください。災害復旧の迅速化に資する非常災害対応システムの導入事例でございます。非常災害発生時において復旧対応を迅速に行うため、被害設備の把握、復旧計画の策定を一元管理するシステムを導入しております。この結果、復旧計画の策定に要する時間が約20%短縮するとともに、復旧状況の共通認識を図り、停電の早期復旧に大きく寄与しております。

26ページをお願いします。3つ目は、A Iを活用した送電保全業務の高度化の取組でございます。現在、送電設備の鉄塔や電線に関する異常有無の判定業務におきまして、A Iを活用した画像診断技術の開発に取り組んでおります。

続きまして、レベニューキャップ制度に対する意見、要望でございます。27ページをお願いします。最後に、レベニューキャップ制度の導入に向けて丁寧に御議論いただき、感謝申し上げます。本制度導入の目的は、必要な送配電投資の確保とコスト効率化の両立であり、その目的の実現を目指し取り組んでまいります。九州は、太陽光など再生可能エネルギーの導入が進展している一方で、台風など自然災害に見舞われる頻度が高いことから、レジリエンス強化をはじめ送配電ネットワークの次世代化のための投資を確保していく必要があると考えております。

今後、新たな仕組みの下、試行錯誤しながら取り組む部分もございますので、地域事情がより反映されるような比較手法の検討を含め、社会・経済情勢の変化を踏まえながら、必要な場合は見直しもお願いしたいと考えております。

また、送配電費用の安定的かつ確実な費用回収については、送配電事業の予見性確保の観点から早期の整理をお願いしたいと考えております。特に発電側課金については、事業者や需要家の混乱を招きかねないこと、一般送配電事業者としても対応するシステム開発など業務運営にも影響が生じていることなどから、早期かつスムーズな導入に向けて議論を進めていただくようお願いいたします。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、送配電網協議会から御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○送配電網協議会（平岩） 送配電網協議会の平岩でございます。本日は、御説明の機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、早速、資料3-10のデータ採録等に係る整備に向けた今後のアクションプランについて説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。昨年のレベニューキャップ制度中間取りまとめにおいて、記載の3つの対象項目、目標設定における停電量、OPEX統計査定、CAPEX統計査定は、第1規制期間では現状で対応し得る範囲に限定しつつも、第2規制期間以降に向けてデータ類の整理や拡充を図り、より精緻な対応を検討していくと整理されております。本日は、この3項目に関する第2規制期間に向けたデータ類の整理・拡充等のアクションプランについて報告させていただきます。

2 ページを御覧ください。ここでは、中間取りまとめにおける3つの項目に関する第1規制期間の対応と第2規制期間に向けたデータ採録の方向性をまとめております。以降、各項目に関するアクションプランについて御説明いたします。

3 ページを御覧ください。まず、目標設定における停電量について御説明します。第1規制期間では、各社の採録状況が異なることを踏まえ、低圧電灯需要家のみを目標とし、外生・内生要因の分類に当たり、一部推計値を用いることとしております。第2規制期間から全ての需要家の停電量を対象とした統一的な目標とするため、STEP1で特別高圧・高圧・低圧（電力）需要家まで対象を拡大するとともに、現状、各社で粒度が異なる外生・

内生要因の分類の統一に向けて採録基準の標準化を図ります。

STEP 2 では、停電量算定に必要なシステム改修と、システム改修完了までの間のハンド対応などによる暫定対応を並行して行いながら、第 1 規制期間当初から停電量のデータを採録してまいります。

4 ページは、参考として現状の各社のデータ採録状況を記載しております。現行の電気関係報告規則で停電時間の報告が求められているのは低圧（電灯）需要家のみであり、また、外生・内生要因の区分が求められているのは特別高圧・高圧設備の停電件数のみとなっております。このため現状は、事業者によっては、停電時間と停電要因をひもづけた形で過去実績を保有していないという課題がございます。

これに対し、5 ページでございますが、こちらは、これらの課題を踏まえた第 2 規制期間に向けたデータ採録の方向性について記載しております。採録対象の拡大とともに停電時間と要因をひもづけてまいります。詳細は割愛させていただきます。

6 ページを御覧ください。2 つ目の O P E X 統計査定について御説明いたします。O P E X は、費用を機能別に細分化していくに当たり、各社間の平仄が合っていないことが考えられます。このため、STEP 1 で各社間で相違が生じていると考えられる費用を洗い出すとともに、特定した費用に対して経理データへのコードの付与等、対象部門が特定できるような措置を検討いたします。

STEP 2 では、重回帰分析に向けた各社データの統一方法を検討し、重回帰分析の試算を機能別及び総額で行います。その後、得られた試算結果を基に、決定係数や推計値等の比較を行い、第 2 規制期間に向けてより精緻な統計査定を進めてまいります。

7 ページ、8 ページは、参考として、各社の相違があると考えられる費用として想定される事例を記載しております。まずは、それぞれのケースにおいて想定した乖離が発生しているかも含めて確認の上、検討を進めてまいります。詳細な説明は割愛させていただきます。

9 ページを御覧ください。3 つ目の C A P X 統計査定について御説明いたします。C A P X は、現在、第 1 規制期間の申請に向けて昨年の料金制度ワーキング以降、重回帰分析の改善を図るため、採録データの精緻化や適切な説明変数の追加と最適な組合せの検討を進めております。また、決定係数が低い品目は、中央値査定におけるグルーピング項目も検討しております。

第 2 規制期間に向けて、追加する説明変数や採録データの粒度、管理方法などの検討を

行い、順次、データ採録・管理を開始してまいります。その後、採録データの重回帰分析結果を踏まえ、説明変数の追加検討や採録データの見直しを行うとともに、「高経年化設備更新ガイドライン」におけるリスク量算定対象設備拡大への対応も並行して進める予定です。

10ページを御覧ください。第1規制期間に向けた取組の検討状況を、地中ケーブルを例に御報告いたします。地中ケーブルの物品費は、現在、決定係数の改善に向けて、ケーブルの製造拠点からの平均輸送距離や銅単価など外生要因の影響を受けると考えられる説明変数の追加や最適な組合せを検討しており、これらを説明変数として追加することで、左の表に示すとおり、決定係数が改善することを確認しております。

また並行して、決定係数が低い工事費については、ケーブルの回線こう長など外生要因に影響を受けると考えられる条件から、グルーピングを検討中です。右の図は回線こう長による短尺とそれ以外のグルーピングの例ですが、それぞれの中央値の費用差が約1億円と大きく、グルーピングを行うことで横比較、査定の精度を上げることができると考えております。

11ページを御覧ください。第2規制期間に向けた取組を御説明いたします。第2規制期間では、「高経年化設備更新ガイドライン」に基づき、更新計画を策定する全ての品目に対して重回帰分析を用いたトップランナー的査定を採用することを念頭に、2022年度よりデータ採録を開始し、2023年度より採録データによる重回帰分析の試算を行ってまいります。この試算結果を踏まえ、説明変数の有効性の確認及び採録データの見直しを行い、下の図にありますようなPDCAサイクルを回してまいります。

12ページは、以上御説明いたしました各施策の全体のスケジュールを記載しております。説明は割愛させていただきます。

13ページを御覧ください。まとめでございます。第2規制期間に向けてより精緻な検討を進めるため、各社間の差異を把握した上で採録基準の平仄を合わせるとともに、適切なデータの追加や組合せの検討により説明性を高めていく必要があると認識しております。このため、今後、各一般送配電事業者が協調の上、監視等委員会様とも議論を行いながら、本日御説明したアクションプランを着実に進めてまいりますので、引き続き御意見をいただけますと幸いです。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。

若干長いヒアリングでしたが、これで終了ということになりまして、これから御意見、御質問等で御発言いただきますが、御発言のある方は、例によってチャット欄に発言希望というふうに記入していただくということで、こちらから御指名させていただきます。

一般送配電事業者の収支状況の事後評価ということですが、基本的にはストック管理、フロー管理共に問題がないということで、託送供給等約款の変更命令の発動は基本的になしということ。これが1つですね。

それから、各事業者さんからはその具体的な収支状況を伺ったのと、再来年度のレベニューキャップに向けてのアクション、これはどういうふうになっているのかということをお伺った。それから最後、送配電網協議会からは、統計的なものを含めて精度を上げるということで取組をお伺ったということです。何か御質問、御意見等あれば伺いますけど、いかがでございましょう。どなたもいらっしゃいませんか。今伺っているところ、レベニューキャップに向けては意思決定の問題とかその辺でいろいろな問題。

河野オブザーバーから御発言御希望で、どうぞ河野オブザーバー、御発言ください。

○河野オブザーバー オブザーバーの河野でございます。委員の先生方の御発言を前に、もしほかの先生方の御発言に時間がかかるのであればと思って手を挙げさせていただきました。

一般送配電事業者の収支状況の事後評価の結果に関しましては、ルールにのっとった評価だということで、この間、私もオブザーバーとしてこの会合に出席させていただいておりますので、これについては異存ございません。その上で、各事業者様から御発表いただいた内容について3点質問させていただきたいと思います。

1点目は、今後に向けて、次世代投資の内容ですとか無電柱化への取組についての各社様からの御発表をいただいたんですけれども、そういったものを進めていく上で研究開発や新技術、新たな設備機器等について、異業種の他企業の皆様と御一緒に取り組まれるというところもあると思いますけれども、興味関心があるのは、一般送配電事業者様10社様で、この次世代の投資内容、研究開発内容ですとか無電柱化の取組に連携協働して今後進めていくというふうな、つまりオープンデータ化してやれるところは一緒にやっていくというふうな取組例がございましたら教えていただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は、レベニューキャップ制度は、コスト効率化に加えて必要な投資の確保というのがうたわれておりまして、電気の送配電という社会インフラを支える大きな役割を担っ

ていらっしゃる企業様においては、今後に向けて脱炭素化ですとかレジリエンス向上、系統の安定化、サイバーセキュリティ対策など、事業の根幹でもありますけれども例えばカーボンニュートラルというようなグローバル目標、社会課題の解決への寄与という、そういう役割も担っていらっしゃると思っております。

今日の御発表の中で、私はとても、あ、これはいいなと感じたのが、中部電力パワーグリッド様のステークホルダーとの協議の御説明の中の66ページの価値の向上です。ほかの事業者様からの御発表は、ステークホルダーの皆様との協議の中ではサービス向上とかそういうあたりだったんですけれども、本来望むべきは、この66ページのような形で必要な投資、つまり社会全体のベネフィットを考えたときに、どういうところからどういうふうな価値判断をして、しっかりと投資を事業の中に生かしていくのかという視点がとても大事だというふうに思って、66ページは感銘を受けてお話を伺っていました。

その上で、ステークホルダーとこういった新たな価値感を共有するのは、難しく、やはり値段を安くしてほしいなどという直裁的な要望もあるところですが、ステークホルダーとの協議を上手に進める方策等を考えていらっしゃるのであれば、教えていただきたいと思いました。それが2点目です。

最後3点目なんですけれども、東京電力ホールディングス様の廃炉等負担金に関しましては、道のりは険しく遠いという点は十分理解しています。その上で、中長期プランがあると思いますし、これは過去事例があったことではございませんのでとても難しいとは思いますが、中長期プランと実績に関して時間的な差異といいましょうか、どの程度計画とずれがあるのかとか、経費としても当初想定とずれがあるのであれば、そのあたりに関して現在の感触のようなものを教えていただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

○山内座長 ありがとうございました。

御回答は、何名かの委員、オブザーバーに発言していただいて、まとめてということにさせていただこうと思います。次の発言者の御希望が今のところないのですが。

そしたら、今3点いただきましたけど、1の点はどなたか、送配電事業者さんかあるいは送配電網協議会か、何か御回答いただけたところがあれば自発的に御回答いただきたいと。2番目と3番目は中部電力と東京電力にお願いしたいと思います。

1番目の御質問について、どなたかいらっしゃいます？

○送配電網協議会（平岩） 送配電網協議会・平岩でございますが、発言よろしいでし

ようか。

○山内座長 どうぞお願いいたします。

○送配電網協議会（平岩） 先ほどの御指摘につきまして、一般送配電事業者の代表機関である送配電網協議会より御説明申し上げます。

まず、一般送配電事業者の取組が、一般送配電事業者全体が協調してやっていくということと、その取組を世の中に少しでも広く御理解いただくという、そういう取組が非常に大事だと考えております。例えば電線の地中化とか、あるいは設備の仕様統一化等、一般送配電事業者の中でもどのような事例があるか、情報共有する場も設けていますが、こういった取組を分かりやすくスライドにまとめて、送配電網協議会のホームページに「知っトク！送配電」というようなコラムに連載するような形で取り組んでおります。これは災害時の連携計画の取組とか、いろいろな取組を今後も引き続き発信することによりまして、私どもの取組を広く御理解いただけるような形をとっております。

また、各一般送配電事業者もホームページ等でいろいろな発信をしておりますが、私ども協議会のホームページが各一送のホームページとリンクをすることによって、この取組については一目で各一送の取組が分かるようなリンクを張る等、このような取組もしております。あとは、今コロナでいろいろなステークホルダーの皆様と協議会としても直接コンタクトする機会が限られておりますが、今後、いろいろなステークホルダーの方々あるいは団体の皆様ともコミュニケーションすることを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、中部電力と東京電力に簡単にお答えいただければと思います。

○中部電力パワーグリッド株式会社（市川） 中部電力パワーグリッドの市川でございます。御質問ありがとうございました。

やはり我々の事業というのは、地域のお客様の発展とともに発展をしていくというものでございますけれども、最近、地域によってそれぞれの特徴があります。人口が増えているところ、あるいは減少しているところ、あるいは企業誘致をするような地域、それぞれのニーズに応じた対応というのを我々としてはしていかなければいけないということで、今、弊社におきましては、いろいろな各事業所にそういった地域との接点を持つ担当者を配置して、非常に密接に行政あるいは地域のお客様の御意見をお伺いするような、そんな組織体制に今変えてございます。そういった御意見を踏まえまして、地域の価値が向上する

ような、いわゆる支援策というのも併せて今取り組んでいる、そんな状況でございます。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

東京電力いかがでしょうか。

○東京電力ホールディングス（酒井） 東京電力でございます。御質問どうもありがとうございます。

本当に福島第一につきましては、御指摘ございましたように未知の領域でございまして、地元の皆様と関係者の皆様の御協力をもって進めているというところでございます。中長期実行プランにつきましても、毎年3月に公表して進捗をチェックして進めているところでございまして、はや3回目というところになりますけれども、報道にもございますように、1号のほうでデブリの塊のような可能性のものも見られたということもございまして、またALPS処理水も、皆様方との話し合いの下に何とか12月に申請を出すことができおりまして、その後、これも規制庁の方々とは地元の皆様と、とにかく風評被害というところにつきまして細心の注意を払いながら、一つ一つ進めていくということをしてございます。感触としては、皆様方との信頼関係といいますか、一つ一つ進めていくというところに尽きると思っております、愚直に進めているというところでございます。前に進んでいるというふうな印象を持っております。

私のほうからは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

そういうことで進めさせていただきますが、次に華表委員と北本委員が御発言御希望で、華表委員からどうぞ御発言ください。

○華表委員 ありがとうございます。華表ですけれども、私からは、質問というよりはコメントという感じになるんですけれども、まず、皆さん御説明いただきありがとうございました。そして、収支状況については手続に沿った内容だと思いますので、特に発言はありません。

ステークホルダーとの協議とか各種御説明があったと思うんですけれども、まずステークホルダーとの協議については、各社さん取組が進んでいるという御説明があって、こうした取組は、今後、設備の老朽化対応ですとか、今日お話にあったような次世代投資ですとか、そうした必要な投資をしていくに当たって、需要家の皆さんからの理解を醸成するために重要な取組だと感じていますので、これを続けていくのはいいことなのかなという

ふうに感じています。

また、次世代投資について一連御説明がありましたので、これについてコメントさせていただきますと、まず脱炭素に向けた投資を中心に、こうした次世代投資は極めて重要な投資になるかと思いますので、ぜひ各送配電事業者さんにおかれましては投資を推進していただくとともに、制度の面からもその投資をうまく支援できるよう、もちろん今回のレベニューキャップ制度がその一環だと思うのですけれども、必要に応じての修正も加えながら、投資をうまく支援できるようにしていく必要があると感じています。

一方、次世代投資というと、いわゆるバズワードのようなはやり言葉が並んで、中身は結果が伴わない投資が増えかねない面もありますので、その点については、四国電力さんの御説明の中にあつたような費用便益評価みたいなものを意識した投資を進めていただく必要があるかというふうに思っています。

加えて、次世代に向けての投資が必要である一方で、老朽化が進んでいるレガシーの設備があるのも事実だと思います。次世代の投資が今ある設備を無視して行われてしまうと、結果的に無駄が多かったりちぐはぐな設備形成になってしまう可能性が考えられますので、その点については、東電さんの御説明にあつたような、高経年化設備対策も考慮したような全体最適の次世代投資を検討していくというのが必要だというふうに考えています。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、北本委員どうぞ。

○北本委員 ありがとうございます。本日、御説明ありがとうございました。

まず協議会には、中間取りまとめの課題を踏まえてデータ採録についての対応をぜひ着実に進めていただきたいと思います。

その上で、今回、各社共通の取組がありました。共通の取組であれば、例えば各社の共通化、集約化等の御検討をされてはいかがかと思います。例えば、技術開発を同じような目的でされる場合など、そういった人材を各社ばらばらの採用されるよりも共通で採用をされるなど。また中部で言われた今後人件費アップのリスクがある工事関係者に加えて、ITエンジニアの人件費も高くなっていくのが予想されます。今後データ採録方法を共通化しよりAIも活用していくためのIT開発は必要になってくると思います。各社でそれぞれ実施するよりも、同じ目的であれば一緒に取組をされることが一つ考えられますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次は村上委員ですね、どうぞ御発言ください。

○村上委員 どうもありがとうございます。各社さんからの御説明、どうもありがとうございました。私からは、収支状況の事後評価については特にございませんけれども、2問ほどお伺いしたいと思います。

1つ目は、ステークホルダーとの協議のところですか。アンケート実施を四国電力や九州電力が行っているということで、その結果は一部抜粋ということで紹介されていますが、全部の情報が整理されたものはどこかで公開されているのでしょうか。

2つ目の質問は、最初にオブザーバーの河野さんから質問があって、東京電力が答えになった件ですが、結局、毎年3月にスケジュールや費用の進捗は公表されているという回答だったと認識すればよろしいのでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。

今、お三名の委員の方に御発言いただきましたが、ほかに御発言御希望いらっしゃいますか？

今のところいらっしゃらなければ、北本委員から、送配電網協議会への御質問といたしますかお話がありました。それと今の村上委員から、ステークホルダー関係で四国、九州への質問、2つ目はまた東電さんへの御質問ですので、その順番で御回答いただけますでしょうか。

どうぞ平岩さん、直接お答えいただいて結構です。

○送配電網協議会（平岩） 平岩でございます。先ほどの北本委員様からのコメントに対してお話ししたいと思います。まず、研究開発を含めて各社がばらばらにやっても非効率だというのはおっしゃるとおりでございます。従来から一般送配電事業者が同じような目的を持った研究をしたい場合に、例えば電力中央研究所との研究、こういったテーマで研究するけど一緒にやりませんか、そういう一緒になって研究する仕組みも従来からございますし、また今後、新しいIT化とかそういったのも含めた共同での研究も増えつつあると認識しております。

また、人材の確保という点も非常に重要なものですから各一般送配電事業者も努力しておりますが、協議会としても、まず送配電の分野への関心を持っていただいて、あるいは

学生さんとか将来担っていただけそうな方に対して、送配電の分野の将来に向けた課題とか取組、それによってやりがいのあるということをPRするという意味でも、先ほどの私のホームページでの「知ったク！送配電」というコラムも、今このような取組をしています、カーボンニュートラルに向けてこんな課題があって、こんなことをしようとしていますと。そういうことを若い世代に向けても発信するような取組をするとともに、先ほどの地中化の話でも、地元の自治体と協調していい事例もあるものですから、それを一送の中でもシェアしつつ、世の中に対しても発信する、こういった取組を継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山内座長　それでは、村上さんの質問について、四国、九州いかがでしょうか。ステークホルダーのアンケート関係ですね。

○四国電力送配電株式会社（横井）　村上委員、ありがとうございました。

アンケートの実施結果を公表しているかという点につきましては、ストレートにお答えいたしますと、そのアンケート自体は公表しておりません。ただ、アンケート自体は我々が事業計画を策定するためのものでございまして、そのアンケートの結果をもって事業計画をつくっております。その事業計画（の目標計画案）を実はホームページに公開しております。そこで意見募集もしております。そのホームページを見られて回答していただいた意見自体は、まだ公表しておりませんが、公表する予定でございまして、実はその中身はほぼほぼ同じような内容でございますので、結果的ではございますが、アンケートでいただいた皆様からの意見に近いものはホームページで公開することになるかと思っております。

四国からは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

九州電力ありますか。

○九州電力送配電株式会社（廣渡）　九州電力送配電・廣渡です。御質問ありがとうございます。

ステークホルダーからの御意見ですけれども、九州は40件ほどありましたけれども、これにつきましては、今後の対応も整理しながら公開に向けて整理していきたいと思っています。当然、事業内容にその辺を組み込みながら展開するというような形で考えております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、東京電力、2番目の質問についてお願いいたします。

○東京電力ホールディングス株式会社（酒井） 東京電力でございます。御質問どうもありがとうございます。

中長期実行プランにつきまして、その関連も含めまして定期的に、廃炉推進カンパニープレジデント、常務執行役の小野のほうで現地のほうで記者会見を開いておりまして、記者の皆様方に対しまして関連の話をさせていただいているというところでございます。

また、廃炉のお金に関します取戻し計画といったところにつきましては、毎年3月に3年間分の計画というところを御説明して、福島の皆様との間でいろいろ質疑に応じているというところでございます。

私のほうからは以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。

さら問いがあるかもしれませんが、ほかにも御発言の御希望の方いらっしゃいますので、もし済んで終わったら、また時間があれば伺いたいと思います。

次の発言者は松村委員ですね、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。全てコメントですので、回答不要です。

まず、変更命令不要との事務局の提案は全くそのとおりだと思いますので、このまま進めていただければと思います。

各社のプレゼンに関しては、意欲的に取り組んでいることが広くユーザーに伝わったと思います。意欲的な取組、前向きな取組をととても感謝します。

今後様々なコストが上がってくる、ソフトのコストも人件費も。コストが上がってくる局面で効率化ばかりを要求されても困ると、取引先からも苦情が言われるようなこと、十分考えなければいけないと思います。しかし一方で、よくよく考えていただきたい。これはもともと、フローとして傾向として、コストが上がっていく面があることは一方で正しいとしても、コストの発射台が高過ぎるんじゃないかという面もある。今までかなりの非効率性があったのではないかという懸念があって、効率化が求められているということも、同時によくよく考えていただきたい。

例えば中電仕様だとか、あるいは幹部が天下っている事業者からの納入だとかというようなところは、コストの査定が甘かったのではないか、諸外国に比べてかなり極端に高い

コストになっていないか、という部分。時間を追った変化ではなく、発射台のところで問題は本当になかったのか。最初の時点でいきなり下げることとは無理だとしても、だからこそ効率化を求めているということは認識していただきたい。恐らく両方ちゃんと考えなければいけないということだと思います。

それから、今回はこういう取組をしているということを御説明いただき、とてもよかったと思います。一方で自分たちが言いたいことだけではなく、今までいろいろな委員会で出てきたことで疑問に思われていることにも積極的に答える機会が、今回でないとしても、必要かと思いました。

例えば、今回は託送料金のことなので出てこなかったのは当然のこと、事業者のプレゼンには問題ないのですが、例えば、直近で大きく問題になっているのは3次調整力②で、これは賦課金で面倒みることになっているのでこの委員会の範囲ではないのだけれども、要望のところには一部それに関連することもある出てきているのでコメントします。

そのときに、中部電力だけではないのですけれども、量としても、中部電力は例えば突出して効率が悪いように見えるというようなことが、ほかの委員会で出てきたときに、何でそんなことが起こっているのかということも説明することが、今後必要になるのではないかと。それは、今まで出てきているデータだけで一方的に非難しているのではなく、私たちが気づいていないいろいろな要因があって、それはやむを得ない。例えば、中部地方の天候はほかのエリアの天候に比べて極端に変わりやすいだとか、そういう何かがあったとして、それをうまく捉える指標が仮にあったとすると、コントロールはしやすくなり、一方的に無茶な査定をしなくても済むようになると思います。

これは託送料金のところでの重回帰分析という文脈で詳しく御説明はいただいたのですが、そういうところとかなり共通する面がある。こういう要因をちゃんとコントロールすれば、パフォーマンスが悪いように見えるところも実は決してパフォーマンスが悪くないことが分かるようにしていけないと、単純な指標でパフォーマンスが悪いと見えるところが一方的に査定されてしまうことが、今後出かねないと思います。自分たちが説明したいことだけじゃなくて、いろいろなところで出てきて、どうしてパフォーマンスが悪いのかと外から見えるところについても、積極的に要因を調べ回答していくこともあったら、さらにお互いにとってよい方向に進む、でないと悪いパフォーマンスを隠すためにかっこよく見えることだけ言っておまかしているようにも見えかねない、と思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次、圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 圓尾です。原価と実績費用のずれについてまず1点、ちょっと気になるところがあるのでお話ししたいんですけれども、というのは、修繕費のずれ方に各社かなり大きな差があると。これからのレベニューキャップ査定を考えても、外部者として各社の修繕費をどう査定するかというのは結構難しい問題だと思いますので、ちょっと問題提起ということなんですけれども、例えば北海道さんとか東京さんとか大きく原価と実績がずれているところの御説明を拝見すると、点検周期の見直しであったり工事の厳選であったり競争的発注方法の拡大であったりということで、いろいろな効率化を進められていると。一方、そのベースにある、コロナ等々で需要が減少して収入も下がっているのに効率化を進めなきゃいけないという環境は、全社一緒だと思うんですよね。そういう中でこの2社については、先ほど御説明あったようなことをやって、この数年間で原価からここまで実績を下げてこられたということだと思います。

一方、同じような環境があると思うんですけれども、余り実績と原価と差がない会社もほかにはあって、じゃ例えば四国さんみたいにほとんど変わらない会社が駄目なのかというと、もしかしたらいろいろな効率化を前倒しで原価に織り込んでいらっしまったのかもしれないし、効率化が進んでいるところを他社が追いついてきたということなのかもしれないので、一概には言えないと思うんですよね。

ですから、今回のこの分析をしていただいた、事務局というよりはレベニューキャップの査定をやるチームということになるかもしれませんが、事務局のほうでももう一段深掘りをヒアリングでして、今各社の修繕費の状況というのをどう解釈すべきなのだろうかという、何かヒントになるような、修繕費の原価と実績の乖離についていろいろなヒアリングを今後深めていっていただけたらなというお願いがまず1点です。

それから送配電網協議会さんのプレゼンについて、これも1点、平岩さん以下協会の方をお願いということですが、もちろんこういういろいろなデータの採録をこの方向で進めていっていただきたいというのはぜひぜひお願いしたいところなんですけれども、例えば停電時間の把握にしても、内生要因・外生要因と分類をするということで、例えば外生要因だから停電多少しても許されるというような、そういう単純な話ではないと思うんですよね。例えば災害で停電したということであったとしても、ある会社はそれをある程度予測して、リスクを少なくするためにいろいろな投資をお金をかけてされていて、だ

から停電時間が短いということだってあるでしょうし、それを余りやり過ぎるとコストが高くなってしまうということだと思います。

簡単に言うと、いかにリスクを最適化するかということを今後探っていかなきゃいけないということだと思いますので、それに生かせるようなデータのとり方というのをぜひぜひ知恵を絞って考えていっていただきたいなというふうに思います。単純にレベニューキャップ査定で必要だからということではなくて、リスクの最適化を目指していくためには、探っていくためにはどういうデータが必要なのかというのを、この停電も一つの例ですし、CAPX査定に関わる場所もそうですし、ぜひ協議会のほうで考えて、その辺をうまくやっていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

圓尾さん、コメントということによろしいですか。

○圓尾委員 今日答えていただく必要は全然ないです。

○山内座長 ありがとうございます。

次は平瀬委員ですね、どうぞ御発言ください。

○平瀬委員 平瀬です。今日から参加させていただいていますので、私だけが知らないのかもしれないんですけども、発電側課金についてコメントされた会社さんがたくさんありましたけれども、安定化対策なども含めて需要側で課金するか発電側で課金するか。公平になるべく早く発電側でという趣旨だったと思うんですけども、お伺いしたいのは、例えば、安定化対策に絞ったときにどれくらいの支出が増えるとか、どれくらいマイナスが増えるとか、そういう定量的な評価というのは、既に御発表とか公開されていたかなというのを伺って見たかったんですけども。

それと、安定化対策以外で何か発電側で課金をしないといけないほかの事情とかも、もっと定性的に、あるいはもっと定量的に、のほうで、課金ですからお金に換算するなら定量的に表示していただいたほうが、事務局のほうとしても、制度をつくる側としても換算しやすいと思うんですけども、それが2点目になります。

3点目は、安定化安定化とおっしゃっても、各社さんによって事情が全然違ってくると思うんです。混んでいるところになってくると不安定化要素というのは大きくなりますし、それに対して先ほどの修繕費の話にしてもそうですけれども、リスクが発生した後のペナルティーあるいは修繕という意味でのお金に換算するのか、リスクが起きる前に安定化対

策を打つという意味で対策をとるのかによって、課金の公平さというのをどう査定するかというのは物すごく難しくなってくると思うんです。その辺も各社さんのほうからは、こういう数字が出ているのでこういうふうに公平に割ってほしいとか、そういう要望が数字でもっと出していただけるほうが、スムーズにシステムは進むのかなという気はします。これも半分コメントですので、また時間のあるときに御回答いただけたらと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

今の問題は、誰に答えてもらうのがいいかな。事務局のほうがいいかもしれないですね。

それで、申し訳ないんですけど、時間が過ぎておりまして、今日、議題が多いものから、この辺で質疑打ち切りにさせていただいて、また何かありましたら、直接事務局あるいは事業者さんにお問い合わせいただくということにしたいと思います。

今の問題については。

○内田NW事業制度企画室長 事務局でございます。平瀬委員の発電側課金のところ、回答させていただきます。

まず、発電側課金のところでは、昨年末からエネ庁の大量小委での皆様の議論等踏まえて、各有識者からなるべく早期の導入をという話でございますとか、そういったものを踏まえまして、2022年内に結論を得るということにされているところでございます。そうした中で、この数字の話というのもしっかりとその後に決まっていくという話だと思っていますけれども、その前提として、総枠としては大体现状発電側と小売側で1対9というふうに考えたときに、5兆円ぐらいの中の1対9ということで、5,000億程度というところで把握しているといったところでございます。

以上でございます。

○山内座長 この問題について、また何かありましたら、平瀬さんのほうから直接事務局のほうにいろいろお問い合わせいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

大変恐縮ですけれども、というような事情ですので進めさせていただきますが、今皆さんの御意見を伺ったところ、今回の事後評価の内容については異論がなかったというふうに考えておりますので、事後評価の結果は、手続的に言うと電力・ガス取引監視等委員会に報告するということになっておりますので、まずは報告させていただこうというふうに思っております。

それから資料３－２、とりまとめというのがございまして、内容的に確認いたしまして、もしも今日いただいた意見で何か付け加えるべきところとかありましたら事務局のほうで修正いたしますが、その後で、その案を皆さんにメールで展開をさせていただきまして、御確認をいただくという手続にさせていただこうと思います。最終的な取りまとめは、大変恐縮でございますけれども、私のほうに御一任いただければというふうに思っておりますが、よろしゅうございますか。

特に異論がないと認めて、そのようにさせていただこうと思います。ありがとうございます。

それでは、議題２に進ませていただきます。議題２はレベニューキャップ制度の指針でございます。

これは資料４－１、４－２、事務局から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課長の田中でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず資料４－１のほうを御覧いただけますでしょうか。こちら、レベニューキャップ制度の指針案についてということになっております。

続きまして、２ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちら、本会合において御議論いただきたい事項ということでございます。昨年１１月に料金制度専門会合のほうで１年以上御議論いただきまして、取りまとめをさせていただいたところでございますけれども、その取りまとめ内容に基づいて指針の策定を行っているところということでございまして、取りまとめ時点からのエネルギー情勢に係る議論の進展等踏まえて、取りまとめ内容に加えて新たに指針を記載する事項について御確認いただきたいというものでございます。スケジュール的には、この２ページの下のような形になっているということでございます。

３ページですけれども、指針ということについて、そもそもどういうものであったかというところについての改めての確認ということでございまして、これまでの料金制度専門会合においても御説明をしてきたところでございますが、改正電気事業法においては、国が指針を定め、それに基づき一般送配電事業者が事業計画を策定すると。その上で、さらに事業計画の実施に必要な収入というのを算定しまして、経済産業大臣の承認を受けるといふこととされております。

次に、４ページでございますけれども、論点事項として２つございまして、１つは目標項目の具体化ということでございます。中間取りまとめに記載した各目標項目について、

現状のエネルギー情勢に係る議論を踏まえ、資源エネルギー庁とも協議の上、指針において必要な事項というのをよりブレイクダウン、具体化を実施しております。当該内容については、目標項目設定の基本的な考え方と整合的になっている、より具体化、ブレイクダウンしたものということでございますので、基本的にはこの内容で進めていくことでよいのではないかとこのところでございます。

具体化を実施した主な項目ということですが、1つは設備拡充のところに関しまして、マスタープランに基づく広域系統整備計画の実施ということを項目として入れていたわけですが、再エネ大量導入を下支えする観点から、ローカル系統、配電系統の投資計画の実施というのも追加をいたしております。

続きまして、設備の仕様統一化でございます。こちらでも設備の仕様統一化ということに関する項目ということは目標設定において入れていたわけですが、よりブレイクダウンして具体的に記載をしてはどうかということで、仕様統一を行う品目の拡大ということであったり、中給のシステムの仕様統一化といったことを指針でさらにブレイクダウンすることとしてはどうかということでございます。

また、分散グリッド化の推進ということについても、より具体的に書いてはいかかということでございまして、デジタル技術等を活用したローカル・配電系統における系統運用高度化ということであったり、蓄電池等の分散型エネルギー源の活用推進、中長期的に需要家全体の便益にも資する配電事業者との連携や指定区域供給制度の活用等といったところというのをより具体的に記載をしてはどうかということでございます。

5ページ以降のところ指針に記載する具体的な目標ということでございまして、ただいま申し上げたところでいきますと、5ページの下の段の設備拡充の達成ということについては、ローカル系統及び配電系統に係る設備形成というところに関して記載をしているところでございます。

6ページ、7ページ、8ページに関しては、特に中間取りまとめのときから変わったところというのはないところでございまして、9ページは、先ほど申し上げた設備の仕様統一化というところであったり、中給の仕様統一化というところに関して少しブレイクダウンをして書いているものでございます。

10ページ、11ページあたりは、中間取りまとめのときから特に大きく変わってはいない内容でございまして、12ページの次世代化の分散グリッド化の推進のところというのは、先ほど御説明したような内容というのをブレイクダウンして追記をしているものでござい

ます。

論点２点目として13ページでございますけれども、費用回収の在り方の議論を念頭に置いた事後調整の在り方ということでございます。13ページでございますけれども、レベニューキャップ制度については、収入上限に要する費用と外生的な要因による実績費用との乖離について事後調整を行うこととしているものでございます。その上で、昨年12月、資源エネルギー庁の審議会において、先ほど議論にも少し出ていましたけれども、発電側課金の導入について2023年度から延期するとともに、今後、再エネ導入拡大に伴い増大する送配電関連費用の費用回収の在り方について、発電側課金を含め2024年度の実現というのを念頭に行い、2022年度中に結論を得ることとされています。

また、レベニューキャップ制度導入後に具体的な投資計画が策定されるマスタープランや、あと１次から３次①調整力費用といった、事業者にとって期初時点で収入の見通し算定というのが予見できない費用の増減ということについては、第１規制期間においては積極的に期中調整等を行うことが可能となるよう、本指針においても記載すべきではないかと。また、発電側課金が2024年度に導入された場合に、期中において託送料金の引上げ、引下げというのが当然想定されるわけでございますので、需要側託送料金の引下げを行うべき事項として本指針にも明記すべきではないかというものでございます。

14ページ、15ページはエネ庁の審議会における資料ということで、15ページの最後に、発電側課金については、24年度を念頭に22年度中をめどに結論を得ることとしてはどうかというふうになっているところでございます。

こちらは資料４－１でございまして、資料４－２のほうが指針案ということになっております。こちらの大部分の内容のほうは、中間取りまとめのほうでまとめさせていただいた内容というのを、指針という形で縦書きのものに落しているというところでございますが、先ほどちょっと申し上げたように、幾つかブレイクダウンしている項目というのもございます。具体的には、８ページのところの（２）設備拡充の達成というところにおきましては、広域系統整備計画というところに加えまして、ローカル系統、配電系統における設備形成といったことも記載をしているというところでございます。

また、12ページの後段のところでは、先ほど申し上げたような設備の仕様統一化ということや、商品の対象品目、対象の拡大といったことや、中給システムの統一化といったようなところというのを記載しているところでございます。

また、14ページの最後から15ページの冒頭のところにおいては、分散グリッド化の推進

ということで、先ほどのパワーポイントの記載の内容というのを記載しているところでございます。

以上のところが論点1 関連というところでございますけれども、論点2 の関連のところということでいきますと、少し飛んで34行目の後ろから35行目のところにかけては、収入の見通しの算定に当たり予見できない費用の増減ということについては、期中調整というものを行うこととしてはどうかというあたりで記載をしております。

また、同じく34ページの第6章託送料金算定の方針というところについては、34ページの第6章の1におきまして、1の2. のところで発電側課金、こういったものの影響を踏まえ、規制期間における各事業年度で異なる料金を算定することを認めるというようなことであったり、次の35ページのほうの託送料金の規制期間における変更ということについては、実績と乖離した場合ということに加え、第1 規制期間において発電側課金が導入された場合というのは当然料金の変更を伴うことになりますので、託送料金の変更を行う場合として明記をしているということでございます。

資料4－1と資料4－2に関する事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

レベニューキャップの話で、指針案についていろいろと議論して中間取りまとめでいただいたわけですが、さらに詳しく見て、事務局から今のような御提案というのがあって、それについて皆さんの御意見を伺うということ、それが1 番目の論点。2 番目の論点は、事後調整の在り方についてですね。特にまた発電側課金の問題があるということですけど、これについて御意見、御質問伺いますけど、いかがでございましょう。

どなたかいらっしゃいます？ 個人的には非常に合理的な案であって、資料4－2、こういう形で最後まとめていただいて、これがまさに指針として機能すると、こういうことになるわけでありますが、九州電力の松本オブザーバー、どうぞ、今のところどなたも御発言御希望ないので御発言ください。

○松本オブザーバー ありがとうございます。九州電力の松本でございます。

系統を利用する発電事業者、小売事業者の立場から2 点のコメントと、確認になりますが、確認を1 点、念のためいたします。

1 点目は、スライド9 の目標及びインセンティブの設定に記載のあります設備仕様の統一化についてです。国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行

うこととした設備については、ぜひとも達成を行って効率化していただきたいと思います。

一方で、気象や災害などから来る地域特性がありまして、これについては効率的設備形成かつ供給信頼度維持に特に重要というふうに考えておりますので、引き続き仕様統一を進めていただく一方で、地域特性も考慮しながらイノベーティブな設備形成や工事方法を工夫していただくようお願い申し上げます。以上が1点目。

2点目は、スライド13の事後調整の在り方についてです。「事業者にとって期初時点で、収入の見通しの算定にあたり予見できない費用の増減については、第一規制期間においては、積極的に期中調整等を行うことが可能となるよう本指針の記載とすべき」とされておりますが、小売事業者、発電事業者からすると、そのような費用の増減については早期に反映していただくほうがよいと考えますので、事務局の提案に異論はございません。

それから、質問というか確認事項なんですが、スライド9ページにあります中給システムの仕様統一化についてでございます。これは事務局からの説明で、追加、変えたということでありましたけれども、若干違和感があります。というのは、11月のレベニューキャップの中間取りまとめにも項目としては出ていないのが突然現れたという感じがあるからです。需給調整市場の広域化のためであれば、その項目の中に記載していただければよく、あるいは単純にシステム開発にお金がかかるので、効率化のために共通部分は仕様を統一するというのであれば、設備仕様の統一化の項目に記載いただければいいのかなというふうに思います。

これ以外に何か別の目的があって別の項目にしたというのであれば、その説明をいただきたいなと思ってございます。例えば、まだ議論が進んでいないプール制を念頭に置いたものであれば、仕様統一といっても多額のコストがかかりますので、それは系統利用者の負担にもつながりますので、そういった点は、きちんと議論した上で新たな項目として記載するのが筋ではないかなと思います。

要は確認したいことは、いかなる目的でこの中給システムの仕様統一化というのが別立てされたのかなというところを確認したいと。設備の仕様統一の趣旨ということであれば、それで理解します。

発言は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

後でまとめて事務局からコメントいただきます。

次もオブザーバーで白銀さん、どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー　　白銀でございます。私からは2点。1点コメントと、もう1点はお願いを申し上げます。

まず、4ページのところで、今回の目標項目の具体化によって追加された中給システムの仕様統一化についてのコメントでございます。これまで系統運用の要となる中給システムは、地域ごとの系統の特性を踏まえて、各社ごとに仕様が異なる部分がありました。ただ今後、順次システムリプレースの時期を向かえるに当たり、既に一般送配電事業者9社は自主的に、まさに今回整理いただいた効率化の促進と広域化及び中長期的な社会的便益の観点から、仕様統一に向けた検討を進めてございます。今回、規制期間において取り組むべきものとして整理されましたことを踏まえ、今後一般送配電事業者としましては、その実現に向けて具体化を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、お願いについてですが、13ページで今回、マスタープランや調整力費用といった予見性の低い外生的な費用の変動に関して、期中調整等を行うことについて明快に整理をいただきました。この予見性の低い外生的な費用の取り扱いという関連で1点お願いを申し上げます。昨年の料金制度WGで御議論いただきました物価及び労務者単価等のエスカレーションの扱いについてでございます。その議論の際に、現時点での上昇というのは極めて小幅であることや、予見性が低いという観点から、今後、実績推移等を確認しながら検討を行っていくことと整理されたものと認識しております。その後、足元で銅の価格など各資材価格が上昇しているという状況や、先ほど中部PGさんのプレゼンにもありましたが、工事施工力の流出に関する懸念といった声をメーカー様や協力会社様から伺っており、今後の推移次第では、実績を評価した上で期中に調整が必要になる可能性もあるのではないかと懸念しております。もしそのような場合には、必要な調整が行われるような運用というのを御検討いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

お二方、オブザーバー様から御発言がございましたが、ほかにいらっしゃいますか。

とりあえず、今共通する面もありますので、今の御発言に対して事務局からコメントいただければと思います。

○田中NW事業監視課長　　事務局でございます。9ページのところの目標の中給の仕様統一化の項目というところでございますけれども、中給の統一化ということも、従来から御議論をいただいていた仕様統一ということの内数に含まれるものというふうに考えてお

りまして、この中給の仕様統一の項目自体というのは必ず発生する政策対応費用ということでございますので、目標項目として設定すること自体は妥当ではないかなというふうに思っているところでございます。

また、設備ということでは、地中ケーブルとか送電線とかといういわゆるザ設備というものに比べて、中給システムという、単なる設備というよりは非常に電力システムの運営の根幹に関わる話でございます。したがって、設備というものは別の項目として、プレイアップする形でこのような項目で設定をするということ自体は、妥当な整理ではないかなというふうに事務局的には考えているところでございます。

○山内座長 ありがとうございます。

そういうことでございますので、何かありましたら、また事務局のほうと御相談いただければと思いますが、ほかに御発言いらっしゃいますか？

このレベニューキャップの内容については、長い間議論してきてここまで来たということでございますので、だんだん最後に承認するための細かいところを詰めていくというところで、先ほども言いましたけれども、指針、一応こういう形でまとめたということでございますので、そういったところについて大きな異議がなければ、こういう形で進めていただければというふうに思います。ただ意見も出ましたので、必要に応じては修正があるとも思いますので、大変恐縮ですが、その辺の具体的な修正については、これも私のほうに御一任いただければというふうに思います。よろしゅうございますかね。

では、事務局は、この方針で対応を進めていただくようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

3 番目、「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」であります。資料5、これも事務局から御説明いただいて質疑を受けたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 取引監視課の池田です。資料5に沿って説明します。

3 ページ、電気小売経過措置料金の事後評価に係る背景です。小売全面自由化後も、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合には、大臣が指定した供給区域において、経過措置として小売料金規制が存置することとされ、現在、みなし小売電気事業者10社についてその指定が行われています。これら10社の経過措置料金については、大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっています。今回も大臣から委員会

に対して、これら10社のうち原価算定期間中の九州電力を除く9社の事後評価について意見の求めがあったことから、事務局で行った評価結果を御確認いただくものでございます。

事後評価での確認事項を記載したのが4ページです。根拠は2016年の審査基準ですが、STEP 1として、個社の規制部門の電気事業利益率の直近3か年平均値が、みなし小売10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認します。それに該当する場合はSTEP 2として、前回料金改定以降の規制部門の超過利潤累積額が事業報酬額を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度連続で赤字であるかどうかを確認します。STEP 2のいずれかに該当する場合には、大臣が料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとなります。

この基準を使って評価したのが5ページです。まずSTEP 1、規制部門の電気事業利益率が、ここでの御確認は、1行目の直近3か年度平均の個社の値が、2行目の右端に示した10社10か年度平均値の1.6%を上回っているかどうかです。その結果、北陸と四国を除く7社が上回っているということで、STEP 2に移行となりました。STEP 2のBでは、規制部門の超過利潤累積額が事業報酬額を上回っているかどうかを確認します。各社の超過利潤はいずれもマイナスであり、当然にこれを下回っていました。

引き続き、STEP 2のCです。自由化部門の収支が2年連続で赤字となっているかをチェックしますが、2年連続赤字、マイナスの社は該当なし、Noでした。

以上のことから、変更認可申請命令発動の可否の検討対象となる事業者はいなかったというのが今回の事後評価の結果です。

なお、※6ですが、関西電力について超過契約額約0.01億円が認められたため、表の中ほど、同社の2020年度超過利潤の－231億円と、2020年度末超過利潤の累積額の－614億円は、それぞれこの約0.01億円をコストから除外して計算しましたということを述べております。その詳細が5ページです。2020年5月の委員会からの建議により、同年12月に審査基準がページ下部欄外下線のとおり改正され、不適切な発注・契約による支出増については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において、費用としては扱ってはならないものとされました。事務局にて確認した結果、関西電力に超過契約額約0.01億円を確認し、他社は該当なしでした。ただし、先ほどの5ページで確認いただきましたように、現状の金額では、経過措置料金に対する値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

7ページから15ページまでは個別決算の概要など各社概況をまとめたものですが、説明は割愛させていただきます。

今回の事後評価の結果を踏まえた結論は、16ページの後半でございます。今申し上げたことを踏まえまして、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があると認められなかったということが事務局案でございまして、この結果について親委員会に報告して、大臣にその旨回答したいと考えております。

最後に、17ページから18ページについて補足説明申し上げます。例年、事後評価の御説明資料には審査基準を解説したスライドを入れておりますが、昨年度まではSTEP 2 に該当した後の確認について、料金変更認可命令の発動の要否の検討を行うとの記載にとどめておりました。このため、今後、当該基準に該当する事業者が発生した場合に備えて、これまでの整理に沿って、その後の基準も記載することといたしました。それが18ページであり、2013年の電気料金審査専門小委員会での整理にのっとり、内部留保及び株主配当の推移を確認し、必要以上の額が確認されるような場合は報告徴収を実施し、命令の発動要否を検討することとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山内座長 ありがとうございました。

今度は小売料金のほうでして、御承知のように経過措置料金というふうになっていて、その事後評価ということになります。2016年の審査基準というのがあって、それに照らして変更命令を出すかどうかを審議するかどうかというところまでいくということになっていて、今回のやつはそのSTEPが2つあるんですけど、STEP 1 だとYesが7社、2社がNoなのですけれども、STEP 2 にいくと全てがNoになるということで、特に変更命令の必要なしという結論になるわけですね。

それが今回の結論なんですが、もう一つ、2016年の基準のところではSTEP 2 まで書いてあるんですけど、変更申請命令をするかどうかというところのその先についてどういうふうになっているかが今までちょっとはつきりしていなかったもので、これは2013年の審査基準、随分古い話ですけど、その基準にのっとって、18ページにあるようなSTEP 3、4、5という、これを明示したらどうかという、そういう御提案ですね。まだ委員、私もそうですが、委員の方は16年とか13年とかに既にこういうことを議論して、この頃、安念先生は多分委員長だったのかな、それに従ったと、こういうようなことであります。

それでは、これについて御意見を伺いたいと思います。いかがでございましょう。前半の事後評価については、これは淡々とやっていただいてこういう結果になったということでもありますので、何か御疑問があればということになります。松村委員から御発言御希

望、どうぞ御発言ください。

○松村委員　今の座長の発言聞く前に入れちゃったんですけど、今年度のことだけ発言するんですか、STEP 3 のことも発言していいんですか。

○山内座長　両方ともどうぞ。

○松村委員　どっちでもいいんですね。

○山内座長　ええ。

○松村委員　今年度の評価に従えば、変更命令の可否というのを検討するところにかかないという判断は、今までのルールどおりで問題ないと思います。今年度の監視委事務局の提案はもっともだと思います。

それでも、私は今後に関して、STEP 3 に関する議論にはすごく違和感があります。これだとSTEP 1、もちろんこれでクリアすれば問題ない。NoとなったときにSTEP 2を見て、またどこかでYesが出てきたらSTEP 3に行くを書いてあるように見える。もしここに書かれていることを素直に読むと、例えばSTEP 2のBを満たしていない、物すごい大黒字。例えば1兆円の黒字が出ているとして、さらにCも満たしていない。2年間合わせて仮に1兆円の赤字が自由化部門で出ているとして、そうすると黒字と赤字キャンセルして、企業としては大きな黒字は発生していないので、無闇な高配当もできない、あるいは役員報酬とかも無闇に増やしているとか、あるいは内部留保を増やすとかということもない。こんな事態は原理的にあり得る。それでSTEP 3で、必要以上の内部留保や配当やそういう需要家利益阻害がない。まさにそうですよね、キャンセルして出せる原資がないんだから。自然体の行動をとっていれば、それで変更命令に行かないと言っているようにも見える。もしこんな馬鹿げた運用をするなら、何のためにSTEP 2があるのか。全く訳が分からなくなると思います。ここで書かれていることは、論理的に相当変だと思います。

ただ、このSTEP 3自体が変というわけではない。STEP 2のBとCと書いてあるのですが、BとCはかなり性質が違う。Bは、これで累積黒字がすごい額になっているとすると、価格が高過ぎるのではないかという疑いを直接示唆するもの。対してCは、自由化部門が大赤字になっているにもかかわらず企業が存続できているということは、規制部門のほうにしわ寄せをしているのではないかと疑う、間接的な証拠。BとCではかなり性質が違う。

それで、STEP 2のところで、BはひっかかってないがCだけでひっかかったとする。自由化部門で2年連続赤字になったというようなことはあり得る。2年連続で何か大きなト

ラブルがあり、そのトラブルが特に自由化部門に効くということも当然あり得る。そのときに機械的に、大赤字になっていて配当もできないような状況なのに、規制部門の価格を下げさせるのが正しいのか。特にBのほうではNoになっているのにもかかわらず、経過措置料金を下げさせるのか、という点に関して、STEP 3で慎重にみるという議論はいいと思うのですが、BでYesとなったときに、配当してないから変更しなくてもいいと判断するのは論理的にすごく変だと思います。

もう一回言いますが、Bの項目に関して大黒字で、Cの項目に関して大赤字で、だから配当できないときに、それをもって規制料金は適正ですと言ってもいいのでしょうか。それはかなり論理的に変だと思います。私は、Cのみでひっかかったときに、慎重に見るステップとして捉えるのであれば合理的だと思いますが、もしそうでなければ相当変、ロジックとして変だと思います。

今回の資料で無理な解釈すれば、今私が言ったような解釈も可能だと思いますが、素直に読むとそうは読めないと思います。私は運用としては、今言ったような形の運用のほうかはるかに自然だと思います。

したがって、もう一回繰り返しますが、Bが大幅に黒字になってYesであるのにもかかわらず、ここのSTEP 3で問題ないとされてしまう運用に対して、私は支持できません。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかの方の御意見も聞いてちょっと議論したいと思いますけど、いかがでございましょうか。

STEP 1と2というのは16年の基準で、3、4、5というのは13年のものを持ってきてくっつけたという形になる、そう考えていいんですか。

○取引監視課（伊藤） 事務局からお答えいたします。STEP 3、4につきましては、過去のエネ庁の、先ほど説明しました2017年の審議会、ここで紹介された基準でございまして、これは今の審査基準の中でも、明確というところではないんですけれども、その過程で得られた情報という形で読むということを当時の担当のほうから聞いていまして、そういった解釈というふうに理解しています。今、松村先生が言われたことにつきましては、今年度の事後評価にはこの基準は使えませんので、次年度以降の事後評価に向けて、御指摘を踏まえて引き続き検討させていただければと思います。

○山内座長 だから、今まではSTEP 1、2しか公表してなかったもので、その先を出すか

どうかというような話が1つ。今、松村さんが言ったみたいな形で1、2と、特に2かな、2のB、Cとの整合性とかというものを確認する必要がある1つと、こういうことですね。

松本オブザーバーが御発言御希望で、どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー 九州電力の松本です。小売電気事業者としての立場でコメントさせていただきます。

今回、18スライドでSTEP 3以降の実施内容が明確化されておりますが、これは御説明があったように、平成24年3月に開催された電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議で整理された内容が、今回改めて事務局資料に記載されたものであるというふうに認識してございます。その中で、STEP 3における行政による評価というところで、必要以上の内部留保や株主配当が確認されるということになりますけれども、一般論として、株主配当については連結決算における利益剰余金等を原資としまして、当該年度の業績あるいは中長期的な財務状況をはじめとして、株主あるいは資本市場からの期待等を総合的に判断するものでありまして、もし今後、当該評価を行う場合については総合的な判断というものが必要じゃないかというふうに考えております。

また、先ほど松村委員からSTEP 3以降についての御発言、言及がありましたけれども、この発言の趣旨については、我々もそこまでは思っていなかったんですけれども、理解するところでございます。小売電気事業者といたしましては、STEP 3以降は事業者としての説明をする場としては重要なSTEPだと考えておりまして、事業者の状況をしっかりと御説明させていくというところで、その上で御判断していただくのかなというふうに考えております。

発言は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほかの方、いかがでしょうか。特にいらっしゃいませんか。

古い話なんであれですけれども。そうすると、前半の部分については皆さん異論ないとか、淡々と事実としてこれを確認したということですが、これについては委員会のほうに御報告するということでもよろしいかと思えますけど、参考の3のところに出てきている、さらに実際に認可申請命令を出すかどうかの基準については、松村委員からありましたように、STEP 1、2、特に2ですかね、整合性のところでもうちょっと慎重に検討する必要があるのかなというふうに思いますので、これについては事務局のほうで考えていただくのがいいのかなというふうに思いますね。よろしいですか。

○取引監視課（伊藤） はい。

○山内座長 では、前半については、皆さん御同意いただいて報告するというところにさせていただこうかと思います。ありがとうございました。

それでは、ガスの導管事業者の託送収支の事後評価でございまして、これは資料6－1、6－2ということでございますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。ネットワーク事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料6－1を御覧いただけますでしょうか。こちらはガスの導管事業者の託送収支の事後評価についてということになってございます。

2ページ目、3ページ目を御覧いただきますと、今回、主に2点ございまして、1点目がガス導管事業者の19年度託送収支事後評価のフォローアップについてということで、2020年度託送収支の事後評価というのが2点目になってございます。まず1点目でございますが、3ページ目にございますように、ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価ということについては、ストック管理、フロー管理の事後評価というのを、3ページの下の方の図にございますように2020年11月に実施をしまして、超過利潤額が一定水準を超過した、または乖離率が－5％を超過した事業者の抽出などを行ったところでございます。

その上で、追加的な分析・評価として、2021年の10月に乖離率が5％を超過して既に料金改定を終えた会計年度4－3事業者について料金改定の届出内容の確認を行った結果、うち2社については内容が妥当とは言い切れないということとされたというものでございまして、今般、この2社についての期中の実績確認を行うと。この3ページの表で言うところの下半分のものを行うということでございます。なお、2021年10月に、昨年10月に会計年度1－12月事業者について行った確認と同様の確認を今般、会計年度4－3事業者に対して行うものというものでございます。

これが1点目でございます。2点目は、4ページにございますように、ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価ということについては、法令に基づく事後評価、ストック管理、フロー管理を昨年11月に実施をしまして、超過利潤が一定水準を超過した、または乖離率が－5％を超過した事業者の抽出を行ったものでございます。今般、追加的な評価・分析といたしまして、既に値下げ届出を行った会計年度1－12月事業者2社について料金改定の届出内容の確認を行うというものでございます。

続きまして5ページでございますが、19年度の事後評価のフォローアップということで、

こちらについては流れを追っていきますと、まず6ページのような形の対象事業者を対象として、2021年の10月に事後評価を行いました。

7ページも対象事業者ということでございます。

8ページにあるように、ストック管理とフロー管理での評価というのを行いまして、ストック管理、フロー管理の中身というのは9ページでございます。その結果、10ページにあるような形で変更命令の対象基準に該当するということでございまして、その結果を受けましてこの12社というのが値下届出をしてきたわけですが、12ページ、13ページ、14ページのような形で費用と需要量の妥当性の確認というのをを行った結果、15ページにあるように、15ページの丸のついている北日本ガス、東日本ガスというところについては料金値下げ妥当とは言い切れないため、以下を要請することとはしてどうかということで、2021年度の期中に事業者自ら需要量や費用の状況の評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすることというのを要請していたというものでございます。

次の16ページ、これら2社の実績見込みを確認したため、その結果を報告させていただくというのが本日の内容ということでございまして、17ページ御覧いただきますと、事業者の概要として、こういった従業員100人ぐらいの規模の会社となっているところでございます。

18ページにございますように、2021年度での乖離率の見込みや需要量、費用の実績との想定と比較というものを行ったものでございます。

具体的には19ページを御覧いただきますと、19ページの右側にございますように、新料金の想定単価と2021年の実績の見込み単価というものについては、乖離率見込み0.7%、－0.3%ということで、ほぼ想定単価どおりに近いものでございまして、乖離率が－5%を超過している、新料金の想定単価よりも実績単価の見込みのほうが5%以上下回っているというような事業者は存在しないということでございます。

したがって、ほぼ実績単価、想定単価に近い数字となっているんですが、一応念のため、需要量、費用それぞれについて分解をして確認をしています。

20ページでございますが、需要量のほうにつきましては、北日本ガスというのが丸のついている会社のほうですけれども、想定需要というものよりも実績需要のほうが上回ったということでございます。ただ、1.2%ということで大きく上回っているわけではないということでございますが、理由を確認したところ、21ページにございますように、2社の

大口需要家の増加というのが主要因であるということで確認をしているところでございます。

また、22ページ、費用の妥当性の確認ということで、こちらについては東日本ガスのほうが、想定費用よりも実績費用のほうが－0.57%、ほぼ想定に近い数字ではあるんですが、一応マイナスとなっている理由というのを確認したところ、23ページの右下のように、もともと超音波メーターの交換に伴う費用増というのが想定をされていたわけですが、超音波メーター購入というのをリース取引にしたことであったり、海外のロックダウンの影響により切替えが遅れているといったようなことにより、少し費用減ということになっているということで聴取をしているところでございます。

24ページでございますが、今回、この2社全てにおいて、2022年度の事業開始までに総括原価方式により自主的に料金値下げを行うとの意向が示されてございます。事業者からの説明は24ページの下表にあるとおりということでございまして、各社における値下げ後の料金の妥当性ということについては、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととしたいというものでございます。

続きまして25ページ、2020年度の事後評価ということでございます。

26ページを御覧いただきますと、2020年度の託送収支の事後評価において乖離率が－5%を超過した事業者について、今般、料金改定届出を行ってきた2社の料金改定届出の内容の確認というのを行ったため、その結果を報告させていただくというものでございます。

27ページは、その会社の概要ということでございまして、従業員100人、65名ほどの会社ということでございます。

28ページにございますように、料金値下げ届出の内容というのを、想定需要量であったり想定費用というものの確認を行ったものでございます。

29ページを御覧いただきますと、旧料金における想定単価というのが25円や18円ということだったのに対して、Bというところにあるように、旧料金での実績単価というのは21円、16円という形であったので、旧料金における乖離率というのは－15%、－10%となり、変更命令発動基準5%以上というところに該当していたわけですが、それを受けて値下げ届出が行われた新料金ということについては、平均単価17円、13円ということで、料金改定率に関しては－32%、－26%というところになっているものでございます。

30ページ以下で需要量と費用に関してそれぞれ確認していますが、需要量につきましては、2018年～20年実績や2021年実績見込みというのが旧料金における想定を上回るにもかかわらず、新料金の想定というのが旧料金と同様の想定にしているといったような事業者というのはないところでございまして、各社とも、おおむね妥当な想定と考えられるのではないかと考えています。

また、費用のほうにつきましては31ページでございしますが、新料金における想定費用ということについては、18年から20年度の実績費用や今後の費用見込みを考慮した数字となっているのではないかと考えています。今般確認した2社については、いずれも総括原価方式による値下げというのを行っており、妥当な想定と考えられるのではないかと考えています。

32ページ、参考資料ということでございまして、33ページがまとめということでございしますが、前頁までの確認結果も踏まえ、今般の料金値下げを行った事業者2社ということについては、いずれも妥当な想定、十分な値下げ、改定率となっていることもあり、いずれも妥当な想定であると考えられるのではないかと考えています。

こちらが資料6－1でございすけれども、資料6－2のほうでございすますが、こちら毎年、委員会本体のほうに事後評価取りまとめということで報告をしていますので、今年の事後評価についても、取りまとめという形で委員会本体のほうに報告をしたいというふうに考えております。

内容的には、ただいま御説明申し上げた内容というのがワードファイルの形に書いているものでございまして、具体的には20行目以下のところで、変更命令発動基準に該当した事業者というのはこれらの事業者ですよということを報告するとともに、39行目以下で、ただいま御説明申し上げたような、料金値下げ届出を出してきた2社ということについては、その値下げ届出の内容というのを確認したけれども、おおむね需要量と費用の想定というのは妥当と考えられるのではないかと考えてございまして、このような形で電力・ガス取引監視等委員会、本体のほうに報告をしたいというふうに考えているところでございす。

事務局からの御説明は以上でございす。

○山内座長　ということで、ガスの託送料金の事後評価でありまして、値下げの要請をしたもの、それについての妥当性について確認したということでありすけど、何か御意見、御質問等ございすでしょうか。

よろしゅうございますかね。事務局のほうで淡々と形式に従ってやっていただいて、それで問題なしということでございますので、この結論について皆さん御同意いただいたということにさせていただこうかと思えます。ありがとうございます。

議事は以上でございまして、何とか時間内で終わったところで、この件についても委員会のほうに御報告いただくということでございます。ありがとうございました。

議事は以上ですけど、この先の議事については田中さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 本日の議事録につきましては、案が出来次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第11回料金制度専門会合はこれにて終了とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

——了——